

平成20年第2回基山町議会（定例会）会議録（第3日）						
招集年月日	平成20年6月9日					
招集の場所	基山町議会議場					
開閉会日時及び宣告	開会	平成20年6月11日	9時31分	議長	酒井恵明	
	散会	平成20年6月11日	15時10分	議長	酒井恵明	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席13名 欠席0名 （欠員1名）	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	1番	大山勝代	出	9番	大山軍太	出
	2番	重松一徳	出	10番	松石信男	出
	3番	後藤信八	出	11番	原三夫	出
	4番	鳥飼勝美	出	12番	平田通男	出
	5番	片山一儀	出	13番	池田実	出
	6番	品川義則	出	14番	酒井恵明	出
	8番	林博文	出			
会議録署名議員	11番	原三夫		12番	平田通男	
職務のため議場に出席した者の職氏名	（事務局長） 宮原 昭		（係長） 古賀初美		（書記）	
地方自治法 第121条に より説明の ため出席 した者の 職氏名	町長	小森純一		税務住民課長	安永靖文	
	副町長	古賀徳實		健康福祉課長	岩坂唯宜	
	教育長	松隈亞旗人		こども課長	内山敏行	
	会計管理者	高木英文		農林環境課長	吉浦茂樹	
	総務課長	大石実		まちづくり推進課長	平野勉	
	企画政策課長	小野龍雄		教育学習課長	古賀芳博	
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

会議に付した事件

日程第1

一般質問

1. 林 博文

- (1) 福祉行政について
- (2) 一般行政について

2. 大 山 勝 代

- (1) 男女共同参画社会の実現について
- (2) 新設されたこども課の現状と充実について

3. 鳥 飼 勝 美

- (1) 町の附属機関の委員について
- (2) 指定管理者制度について
- (3) 基山町史編さんについて

4. 重 松 一 徳

- (1) 一般行政について
- (2) 環境問題について
- (3) 公害問題について

～午前9時31分 開議～

議長（酒井恵明君）

ただいまの出席議員数13名で、定足数に達しております。本日の会議は成立いたしました。これより直ちに開議いたします。

日程第1 一般質問

議長（酒井恵明君）

日程第1 一般質問を議題とします。

一般質問の順位は、受け付け順位といたします。

初めに、林博文議員の一般質問を行います。林議員。

8番（林 博文君）（登壇）

皆さんおはようございます。8番議員の林博文でございます。

今期、一般質問2日目に当たりまして、通告をいたしておりました質問事項2項目についてさせていただきます。

今年4月から新しい制度として導入されました75歳以上の高齢者を対象とする公的医療保険の後期高齢者医療制度、これはまた長寿医療制度とも言われております。この制度と森林保全のための森林環境税について質問をさせていただきます。また、それに関連した基山町の林業の実態についてお聞きをいたします。

それでは、質問事項1の福祉行政についての質問ですが、後期高齢者、長寿医療についてでございます。

この制度は今年4月から75歳以上を対象に新しい仕組みで始まりまして、この制度への加入者は約8割が国民健康保険、国保からの移る人たちで、保険料は原則年金からの天引きであります。金額の増減は人や地域によってさまざまですが、これまで扶養家族だった人も新たに保険料を納める必要があります。この保険料に対しましても現在いろいろ制度の複雑化、凍結や軽減策を打ち出して本当に中身がどうかというような複雑でわかりにくいこの制度がスタートいたしましたわけでございます。多くの方がこの制度については戸惑われ、苦情の問い合わせも相当県なり県の連合のほうなり基山町の窓口にもあったのではないかと思います。いまだ改善策やまた見直し制度があってはおりますが、この件についてそれぞれの私の質問事項についてひとつ御答弁のほうをよろしくお願いしたいと思います。

それでは、早速質問をさせていただきます。

(1)の後期高齢者長寿医療制度についてであります。

アの後期高齢者医療制度の運営と仕組みについてはどうなっているのですかということです。

イの当町でのこの制度の対象者数はと。

ウの75歳以上の高齢者の医療費は大体どれぐらいかかる試算をされているのですかということで、ことしの4月から佐賀県連合でも多分試算もしてあるし、基山町でもイの対象者の人数に対して、また総額から出せば出るんじゃないかと思っております。

エの全市町村が加入する広域連合への町の負担金は何を基準に支払われておられますかということです。これには相当な費用がかかったと思いますが、立ち上げの費用なり、またの今後の町の負担金、 の派遣職員、これはまたこの派遣職員も市なり町なりの、または人口なり、医療費の給付の関係の金額に応じて多分派遣職員の数も違うんじゃないかというふうに思っております。

オの対象者の老人保健制度の割合と人員はということで、 の国民健康保険の加入者、また の被保険者の数と、割合と人数ということでよろしくお願ひしたいと思います。

カの町では今年4月15日から保険料を年金から差し引かれ支払われておりますが、平均的保険料と人員はということで例を挙げていただいて、 の夫婦75歳世帯のところと単身の1人の世帯というふうなことで例を挙げていただきたいということをお願いします。

キの被保険者証の未着は当町ではなかったかということでございます。

クの自営業の被保険者の保険料均等割についてですが、世帯主によって金額がこれは大きく違ってあるわけですが、これは家庭内の子供と老人とのきずなとか、そういうのも心配しておりますが、その内容について説明をしていただきたいと思ひます。

ケの町は各区の老人クラブ等へ、ほかの市町村は町のほうから出向いて、また市のほうから出向いて相当な回数、この件についてはいろんな老人の問い合わせ等もあって、出前講座なりで出ておられると思ひますが、十分な説明が町はなされてきたのかということでございます。

コの各自治体へ75歳以上の後期高齢者には人間ドックの補助が打ち切られたと聞くが、当町の場合はどうなっていますかということでございます。これは国民健康保険の関係もあつたかと思ひますが、ほかの市町さんでは佐賀県でもなされておつたところもあるようです。

サのこの制度の後期高齢者終末期相談支援料はどんな内容のものですかということです。

シの75歳以上で病院などで支払う医療費が1割負担と3割負担となっているが、その内容と現役並みの所得のある人とは、ひとつ例を挙げて説明をお願いしたいと思います。

それから、このスについては基山町も4月から下の1階のほうで課長なり、またこの相談なり、いろんな面で基山町もちょうど機構改革がありまして、課の場所とか、そういうなのとあわせていろんな制度のこれに対する苦情等の問い合わせが殺到したかと思いますが、その基山町での内容と電話等なり、また問い合わせ、また確認されたと思いますが、内容と件数、その対応はどうされたかということをお聞きしたいと思います。

以上が後期高齢者のものでございます。

次に、質問事項2の一般行政についてでございますが、(1)の森林環境税についてでございます。

これもまた今年4月から導入されました新しい制度の税徴収であります。事業がそれぞれにこの税を使って取り組まれるわけですが、森林は本当に土砂崩れを防ぎ、また二酸化炭素を吸収して、今問題になっております地球温暖化を防止するなど、本当に環境を守り、私たちの暮らしを守るという大切な役割を果たしてくれております。

森林環境税が導入されまして、森林保全のためにひとつこの税が有効に活用してもらうためにもここでちょっと質問をさせていただきたいと思います。御答弁のほう、よろしく願いしたいと思います。

(1)の森林環境税について、アですが、新たに今年4月から森林環境税が導入されました、そのいきさつはということでございます。

イは、この税の使途内容と税の徴収方法はどうなっているのですかということですか。

それと、ウのどのような事業を実施すれば基山町へ森林環境税が交付されるのですかと。また、今年度の町はこの事業に対して幾らかでも事業を実施する計画があれば予算計上でもしてあれば教えていただきたいというふうに思っております。

また、(2)の基山町における森林事業についてですが、基山町はもう御承知のように総面積22.12・、西のほうの基肄城の尾根伝いに山並みがありまして、本当に緑豊かな自然に包まれた町として森林による恩恵を十分に受けながら住みよい町として生活環境も整った町でもあります。こういうのを踏まえまして基山町の森林事業についての今後のひとつ税の使い道というような形で質問したいということで上げさせていただきました。

アの当町の山林面積はと、また町全体の何%、総面積の、山林は占めるかということですか。

また、イで、今日まで杉、ヒノキの植栽が進められて 戦後です 本場に佐賀県も66%の人工林があるわけですが 山林の中のです ほとんどのところが杉、ヒノキの人工林であります。その割合はどれくらいついでありますかということです。

ウの人工林のうち、間伐などで手が入れられずに荒廃の進んでいる面積は当町ではどれくらいありますかということで、今後この森林環境税も含めたところで手入れがなされるんじゃないかというふうにも思っておりますが、そういうなところからお願いしたいと。

そしてまた、町の管理でありますいろんな今後の台風による災害等の管理をどうされるかということを知りたいというふうにも思っております。

エの5月31日時点で町所有の山林全体の面積は、またそのうちの人工林の面積はということで、特に基肄城整備の公有化面積も含めたところで説明をしていただいたらと、町の名義になっておりますので。それと、昔からあった基山町の学校林なり、また今回6月議会にも上げております(株)雄飛の面積は5月31日時点では入っていないかと思いますが、その辺についても聞いていきたいというふうにも思っております。

以上でこれで1回目の質問を終わります。よろしくお願いいたします。

議長(酒井恵明君)

町長。

町長(小森純一君)(登壇)

林議員の御質問にお答えいたします。

まず、1点目の福祉行政についてでございます。

(1)後期高齢者医療制度についてということで、アのこの制度の運営と仕組みについてどうなっているのかというお尋ねでございます。

運営は佐賀県高齢者医療広域連合で、被保険者の資格管理、保険料の賦課、医療給付等を行います。なお、町の仕事は保険料の徴収及び窓口業務になります。

仕組みは、被保険者は75歳以上の方が一定の障害がある65歳以上の方のどちらかに当てはまるすべての方、保険料は佐賀県同じ額で、均等割と所得割の合計額、個人単位で計算をされます。患者負担は1割で、現役並み所得者は3割ということでございます。

財源構成につきましては、公費が5割、国が6分の4、県が6分の1、町が6分の1で、残りの5割のうち、高齢者の保険料が1割、後期高齢者支援金4割で負担をいたします。

加入形態は、これまでの医療保険を脱退して広域連合が運営する後期高齢者医療保険制度

に加入します。法的根拠は高齢者の医療確保に関する法律ということになります。

イの当町でのこの制度の対象者数はということですが、4月末現在で1,760名になっております。

ウの75歳以上の高齢者の医療費はどのくらいかかるかの試算をしておるかということですが、医療費給付費総額90,435,932千円と、県全体の75歳以上の人口を10万2,268人と見込んでおりますので、1人当たり884,300円になります。

エの全市町村が加入する広域連合への町の負担金は何を基準に支払っておるかということですが、まず1、立ち上げまでの費用、平成18年度は1,062千円で、平成19年度は8,593千円です。合計で9,655千円になります。

2の今後の町の負担金ということですが、今年度は9,947千円の見込みで、負担金の算定基準は共通経費総額を均等割100分の10、人口割100分の45、高齢者人口割100分の45の割合で算定をしております。今度もこの率で算定をされます。

3の派遣職員数はということですが、本町からは1名でございます。

それから、オの老人保健制度の割合と人数はということですが、1の国民健康保険加入者につきましては1,428名でございます。全体に占める割合は26%でございます。

それから、2の被用者保険者はということですが、302名です。割合は2.4%でございます。

それから、カの平均的保険料と人員は、例を挙げて夫婦75歳世帯それから単身世帯ということを示せということでございます。

夫婦75歳世帯は、夫が年金収入2,010千円、妻が年金収入790千円とした場合、夫の保険料は所得割42,200円と均等割が37,900円で、合計81千円、妻は均等割のみでございますので、37,900円となります。単身世帯の場合は、年金収入2,010千円と仮定をいたしますと、所得割42,200円、均等割31,900円で合計81千円になります。なお、両方の例とも2割軽減の対象になります。

キの被保険者証の未着は当町ではなかったかということですが、配達記録郵便のため、本人または同居する家族のサインが必要になり、そのための未着が5件ありましたが、現在ではございません。

クの自営業等の被保険者の保険料均等額についてでございますが、軽減判定を行う場合、世帯主と被保険者の所得を対象にするため状況によって均等割の軽減が7割、5割、2割になるためでございます。

ケのこの制度の仕組み等の出前講座を行って十分な説明をしたかということでございますが、5区、8区、11区、農業者年金受給者の団体に出前講座を行っております。

コの後期高齢者には人間ドックの補助が打ち切られたと聞かれますが、本町でどうなっておるかということでございますが、基山町は40歳から73歳までの3歳刻みの年齢を対象に行っておりまして、75歳以上については今までも行っておりません。

サのこの制度の後期高齢者終末相談支援料はどんな内容のものかということでございますが、医師が一般的に認められる医学的知見に基づき回復を見込むことが難しいと判断した後期高齢者の患者に対して、患者の同意を得た上で患者及びその家族などとともに、現在の病状、今後予想される病状の変化等について説明をし、病状に基づく介護を含めた生活支援、病状が急変した場合の延命治療等の実施希望、急変時の搬送の希望やその際の搬送先の医療機関の連絡先等終末期の診療方針について話し合い、文書等に取りまとめる。また、入院患者の診療方針については、患者及び家族等と話し合うことは日常の診療においても必要なことであることから、特に連続して1時間以上にわたり話し合いを行った場合に限り医療機関に支払われる診療報酬のことでございます。

シの1割負担と3割負担となっているが、その内容と現役並みの所得のある人とはという御質問でございますが、同一世帯に住民税課税所得が1,450千円以上の70歳以上の方がいる方で、かつ70歳以上の方の収入合計が2人以上で5,200千円以上、1人で3,830千円以上の方でございます。

スの問い合わせが殺到したと思うが、内容と件数はということでございます。4月中旬までは1日平均13件で230件程度の件数がありましたが、それ以降は1日平均3件で5月末で95件程度になっております。当初は制度に対する苦情が2から3割程度ありましたが、最近では本人さんの保険料の内容についてのお問い合わせがほとんどであります。なかなか理解していただけない場合がありますが、例を示して額を出したりして説明を行っております。

2の一般行政についてでございます。

(1)森林環境税について、アの森林環境税が導入されたそのいきさつはということでございます。森林は水や空気をつくり出すとともに土砂災害や濁水、洪水を防ぐなど大切な役割を果たしているところでございますが、近年輸入材の影響などにより木材価格の低迷が続き、森林整備の担い手の減少により荒廃した森林がふえているところでございます。このままでは森林の持つ大切な役割を果たせなくなり、安全・安心な住民生活が脅かされることとなり

ます。そこで、荒廃した森林の機能を回復するため、森林を守り育てる意味から創設されたものと思います。

イのこの税の用途内容と税の徴収方法とはということでございますが、取り組み事業としては森林の再生に重点的に取り組むとされています。内容といたしましては、要件はございますが、まず県による荒廃森林の再生、市町による公有林化事業、県民からの提案、公募事業、県、市町、CSO等による共同事業です。

税の徴収方法は、個人、法人とも対象になります。個人は県民税に上乗せする方式で、県民税の均等割額1千円が500円上乗せされ、1,500円となります。法人は法人税均等割の5%相当額となっております。

ウのどのような事業を実施すれば、基山町にこの森林環境税が交付されるのかと、ことしの予算の金額は上げておるかということですが、町としての受け入れが考えられるのは、先ほど申しました公有林化しかありません。事業を実施するための経費等の補助であり、現在のところ町としては予算化はいたしておりません。

(2)の基山町の森林事業についてでございますが、アの当町の山林面積は、また何%かということでございます。イの今日まで人工林の割合は何%かということでございます。アとイ、一緒に回答をさせていただきます。

森林面積は841ha、また町全体の約38%となっております。人工林の割合は約79.7%となっております。

ウの荒廃の進んでいる面積は当町ではどれくらいかということですが、これにつきましてはちょっと把握はできておりません。

エの5月31日時点での町有林の山林全体の面積は、またそのうち人工林の面積はというお尋ねですが、町有林の山林全体の面積は約70.4haであります。そのうち基肄城保存整備の公有化面積は64.78haとなっております。また、人工林の面積であります。約9割近くが人工林だと思っております。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

林議員。

8番（林 博文君）（登壇）

それでは、2回目の質問をさせていただきます。

アの制度の運営と仕組みについてのたまかなところは答弁の中でわかりましたが、なかなか理解するに本当に複雑でわかりにくい制度のように見受けられます。要は、この保険給付額の半分を税金、約4割を現役世代の支援金、そして約1割を加入者本人の年金などから天引きする保険料で賄う制度ということで説明を受けたわけですが、この保険料は都道府県ごとに設定されております。佐賀県の広域連合保険料のほうで決定をなされておりますが、基山町も関連しますので相当な問い合わせ等もあっておるかと思いますが、この保険料の賦課基準と収納対策はどうなっておりますでしょうか。保険料の決まりなりそういうのがわかればよろしく願います。

議長（酒井恵明君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（岩坂唯宜君）（登壇）

保険料につきましては、均等割と所得割ということで賦課をさせていただきます。所得割につきましては8.8%の保険料率でございます。それから、均等割につきましては47,400円をいただくようになっておりますが、町長のほうからも御説明申し上げましたとおり、それには軽減の対象になれる方につきましては、7割、5割、2割の軽減がございますので、その軽減の額を計算いたしまして賦課をさせていただくというものでございます。

そして、徴収につきましては、一応基山町で徴収をさせていただきまして、それを広域連合のほうに全額納付という形でございます。

議長（酒井恵明君）

林議員。

8番（林 博文君）（登壇）

保険料の決まりについては今話されました均等割なり、また所得割の合計によるものが保険料であると、1年間の保険料だということですが、確かに軽減率がずっとこうありまして、今この低所得者に対する7割が9割までというようなところの協議もなされておるようですが、これについての最高限度、例えば国民健康保険であればことし変更になりました560千円が470千円に、また介護については90千円、高齢者の支援金については120千円ということですが、この均等割については47,400円だと思っておりますが、所得割のほうで最高の頭打ちが決まっておるんじゃないかと思っておりますが、その金額についてわかれば願います。

議長（酒井恵明君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（岩坂唯宜君）（登壇）

保険料の限度額につきましては、均等割と所得割を合わせた合計額が500千円以上を超した場合には、500千円までということになっております。

議長（酒井恵明君）

林議員。

8番（林 博文君）（登壇）

確かに最高であります国民健康保険にしても基山町も所得が多い方がいらっしゃいますので680千円なり、またこの後期高齢者についても最高限度額の500千円というような方も多数おられるんじゃないかと思えます。いろいろ協議が今後、納付書が来るんじゃないかということとどちら様も心配してあるんじゃないかと思えます。

要は、次ですが、この制度が現在高齢社会の反発が強い、特に年金からの保険料天引きということで、現在この運用改善策として希望者は天引きをやめるかわりに本人や親族の口座振りかえなどによる保険料納付を認めるようなことがなされておるようです。

徴収方法については各市町村で行わなければならないわけですが、これは新聞にも載ってありましたが、それは各自治体での選択制ということのようでございますが、基山町の場合はこの制度についてはどのように思っているのか、これは担当課長なり町長のほうでもいいと思えますが、この制度については本当に今までここまで来て信頼性を損なうだけではなく、誤った徴収につながるものであるというふうにも思っておりますし、今までのシステムを踏んでおられましたこれから先の組みかえなり、また個人の調査、これは全部しなければならないわけですが、そういう莫大な費用、日数もかかると思いますが、その点について基山町の考えは。

議長（酒井恵明君）

ちょっと待ってください、林議員。質問要旨に沿って、ずっと総括じゃなくてやってください、一問一答ですね。（「はい」と呼ぶ者あり）健康福祉課長。

健康福祉課長（岩坂唯宜君）（登壇）

今御指摘の内容につきましては、まだ案という状態でございますので、私たちには直接まだそういう指示は来ておりません。当然そういうことになると、広域連合のほうで担当課長会等ございまして、特に市町村の選択ということであれば、そういう動向あるいは考え

方等も含めて会議があるものと思っておりますが、今のところまだそういう状況ではございません。

議長（酒井恵明君）

林議員。

8番（林 博文君）（登壇）

今の件については近々また会議等もあるんじゃないかというふうに思っておるところです。

それでは、次のイの当町でのこの制度の対象者はということで、現在4月末現在で国保からほとんどの方が、8割、9割ぐらいが1,760名になられたんじゃないかと思いますが、基山町もその新興住宅が次から次へできまして、どこの市町村もですが、団塊の世代に向けてこの制度の対象者はふえるばかりじゃないかと思いますが、基山町の場合、5年、10年、15年先の対象者をどのように見てあるでしょうか。相当、医療費給付費が今後上がっていくんじゃないかと思います。この人口に対しての対象者数の5年、10年、15年については確かに死亡があったり、また転入なり転出なども数によって変わるんじゃないかと思いますが、現在の人口密度からでございますので、出していただければというふうに思います。

議長（酒井恵明君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（岩坂唯宜君）（登壇）

今、5年、10年、15年先という御質問でございますが、一応総合計画では平成27年度までの人口予想ということで行っております。ですから、その関係での資料ということでお答えさせていただきたいと思いますが、2010年の平成22年につきましては、75歳以上につきましては2,229名でございます。それから、最終年度27年度まで行っておりますので、2015年、平成27年でございますけれども、これにつきましては75歳以上につきましては2,365名の人数を予想いたしております。

それと、団塊の世代につきましては、当面平成26年度までにつきましては退職者医療制度の加入を認めるということでございますので、26年までにつきましては退職者医療のほうで対応をしていくということになっております。

議長（酒井恵明君）

林議員。

8番（林 博文君）（登壇）

確かに基山町もだんだん少子・高齢化が進みまして、この後期高齢者の対象者数もふえていくということで、全国的な統計から見ても2005年度は5人が1人が高齢者と、また2055年には2.5人が1人が高齢者で、4人に1人が後期高齢者の社会が到来するということの統計も出ておるようです。相当な医療費給付総額が今後ふえていくんじゃないかというふうに思っておるところです。

次のウの75歳以上の高齢者の医療費はどれくらいかかる試算をされておりますかということを出しておりますが、確かにことしから特別会計ということで後期高齢者の特別会計の予算等も一昨日ですか、説明があったわけですが、20年度の予算ペースで広域連合のほうでは1人当たり大体884,300円になっておるようです。単純にこの計算から見れば、基山町の場合も医療費給付額については884,300円にこの1,760名を掛ければ、1人当たりの医療給付というような形で出てくるんじゃないかというふうに思っておりますが、その計算方法でいいわけですか。そういうふうになりますと、1,556,368千円になると思いますが、それでございますか。

議長（酒井恵明君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（岩坂唯宜君）（登壇）

この数字につきましては、佐賀県全体での広域連合が出した平均でございますので、一応計算的にはうちの1,760名を掛けていただければ、その平均的な額が出ると思いますが、必ずしも当町実際計算した場合についてそのようになるかというのは今のところまだはっきりいたしておりません。

議長（酒井恵明君）

林議員。

8番（林 博文君）（登壇）

要は、連合が出しておるこの884,300円というのは、私は基山の場合はいつも話題になっております1人当たりの医療費というのはほかの市町村よりか高いほうじゃないかと思っております。それは皆さん方も御承知のように医療機関がやっぱり周りに便利がいいということで、例えば心臓手術をされた場合なんかはやっぱり5,000千円なり7,000千円なりなるわけございまして、こういう医療関係については今後、基山のほうの平均、この広域連合が出しておる884,300円よりか高くなる傾向があるんじゃないかというふうに思っておるところ

です。

次の工の全市町村が加入する広域連合への町の負担金は何を基準に支払っているかということですが、立ち上げまでの費用、これは政府については2年前から話があった中で、それから準備をされたということで、基山町については9,655千円、また今後の町の負担金については9,947千円の見込みということでそれぞれ上げておるようですが、要はこの金額についてはいろんな試算があるわけでございます。

要は広域連合についての共通経費なり、またそれにかかわる内容等についてわかれば説明していただきたいと思いますが、私の資料を持っている限りのところでは、共通経費の中には皆さん方も御承知のように議会費とか監査委員とか選挙費及び管理費なども含まれるわけです。

共通経費の算定方式は先ほど説明がありました100分の10なり、また高齢者人口割の100分の45というような形の説明が先ほど町長のほうからありましたので、そういうふうになっておるところでございますが、要はこの派遣職員の3番目については、私は各市町村でそれぞれ人口なり、また医療費の金額なり、場合によっては医療給付に要する費用、これにも定率負担が12分の1あるわけですが、そういうのがあるわけで、派遣職員については何を基準に出されたのかなど。1人ずつじゃないところも佐賀市なんかは相当対象者人員もあるかと思いますが。

なぜこれを聞くかということ、この派遣職員の人件費については派遣元市町で一応支給をして、四半期ごとに広域連合から実質相当額を派遣元の市町村に返還してくるわけです。そういうなことを意味した中でちょっと聞いたわけです。そうすると、それと基山町のこの9,947千円というようなことのこういうふうな内容についてもよければ説明をしていただきたいと思います。その辺の派遣職員についての人員の割り当て、わかればお願いします。

議長（酒井恵明君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（岩坂唯宜君）（登壇）

今、共通経費の負担金については、議員のほうからる御説明ございましたが、内容についてはそのとおりでございます。議会費あるいは監査委員費、主になりますものは一般管理費でございまして、派遣職員の人件費等を含むということでございますが、これは今うちのほうから派遣をしております職員の基山町でのいわゆる人件費と、それをそのまま支給をす

るということでございますので、そういう各市町から派遣されました職員の合計人件費というものを合計したものを算定しているというところでございます。

議長（酒井恵明君）

林議員。

8番（林 博文君）（登壇）

そういうことで、先ほど言いましたように四半期ごとに広域連合から実支給相当額を派遣元の市町村へ返還していくということですが、そうなりますとこの9,940千円というのは職員も大体40歳前後で約四、五百万円ということになるかと思いますが、その引かれた金額を今年度の9,940千円というようなことで上げておられるわけですか。濟いませぬ、わかりませぬかね。

議長（酒井恵明君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（岩坂唯宜君）（登壇）

人件費相当分につきましては、時間外も含めまして町のほうへ戻ってくるという仕組みになっております。

議長（酒井恵明君）

林議員。

8番（林 博文君）（登壇）

いいです。私が聞きたかったのは、今年度の予算が9,947千円の見込みだったので、それについて職員の派遣分の分については返ってくるから、これが差し引かれた金額か、これに上乗せせぬか金額かということがちょっと聞きたかったわけですが、ようございます、はい。

それでは、時間の関係で次は数字はわかりましたので、次の力のほうに移らせていただきたいと思ひます。

町では、今年4月15日から保険料を年金から差し引かれまして支払われた金額が平均的料金と人員はということで例を挙げて説明をしていただいたわけです。夫婦75歳以上で2人も年金生活ということで、大体のこの75歳以上の世帯数は意外と2人で住まれたり、あるいは1人で単身世帯の場合が意外とだんだん多くなっておるということで、大変年金から差し引かれる保険料というのがいろいろ問い合わせもっておるようです。

この件については、いろんな低所得者層ほど負担増があったということで、新聞にも何回でも載っておりますが、もしよろしければこの保険料の低所得者層ほど負担増になっておたというようなことに新聞でも何回でも出、報道もされて、これについてはまた9割なり、または軽減措置があるというようなことも聞いておりますが、これはどうなっておりますでしょうか。基山についてもこういう問い合わせ等もあったと思いますが、よかったらこの件について説明をお願いしたいと思いますが。

議長（酒井恵明君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（岩坂唯宜君）（登壇）

ただいまの質問でございますけれども、一応基山町には調査が上がってきております。ただ、これにつきましてはあくまでもモデルの世帯での対比ということでございますので、あらかじめお断りをしたいと思っております。それと、夫婦世帯につきましては、妻の収入は1,530千円以下、いわゆるかからないと、1,200千円を引いて基礎控除330千円をまた引けば0円ということでございますので、そういう条件と資産全部を夫が持っておって夫の収入が変化して計算するという前提でございますので、あらかじめ御了承をお願いしたいと思います。

まず、単身世帯75歳以上につきましては、従前の国民健康保険税と今回の後期高齢の保険料を比べますと、まず年金が790千円程度の方につきましては、21.5%の減ということになっております。それから、年金4,000千円程度の方につきましては、14%の減ということになっております。

ただ、夫婦世帯、こういう世帯になりますと、今御指摘のとおり例えば夫婦世帯、両方も75歳以上の方につきましては、夫の年金が790千円程度の場合は約9%のアップということになっております。それから、夫の年金が2,010千円の場合につきましては、0.5%の増と。逆に年金4,000千円をもらってある世帯につきましては6.2%の減ということになっております。

それから、夫婦世帯75歳以上の夫で妻が75歳未満というところになりますと、夫の年金は790千円の場合につきましては4.6%の増、夫の年金が4,000千円程度の方につきましては逆に7.5%の減ということになっておりますので、基山町につきましてモデルで計算をいたしますと、議員御指摘のとおり年金が低い方については結果的にはアップにつながって、結構

もらってられる方につきましては下がっているという結果になっております。

議長（酒井恵明君）

林議員。

8番（林 博文君）（登壇）

わかりました。この年金からの差し引きについては、いろんなまた今後問い合わせなり、また軽減なり、また凍結の期間等もあっておるようですので、十分な説明をしながらひとつ基山町の場合は窓口業務として、していただきたいというふうに思っておるところです。

次のキの被保険者証の未着は当町ではなかったかということですが、これについては佐賀県の統計を見てみますと、本当に大きな数字が出ておるわけです。基山町については幸いこれは配達証明というような配達記録郵便のため本人とか留守とかそういうところがあったかというふうにも思っておりますが、意外と話を聞いてみますと一応受け取ったのは受け取ったけども、高齢者の方はやはり説明を郵便局からもらうときにされたんじゃないかと思っておりますが、封をあけないで捨てたり、またはなくされたり、そういう例があったということで、佐賀県でも現在の時点でもやはり7,500件近くまだ整理がついてないというようなことで、再発行に向けてまた整理をされておるということでございます。

基山町の場合は再発行、なくされたり、そういうような紛失されたり、またされたんじゃないかというふうには思っておりますが、現在のところは全戸被保険者証は渡ったということでございます。再発行をされた枚数とかなんかがわかればひとつ教えていただきたい。

それと関連して、この制度は国民健康保険から引き継がれて前年度の所得に対しての保険料の被保険者証ですが、この時点でもやっぱり4月1日で75歳以上の人でも保険料を延滞した人、それには郵送で短期被保険者証なり、また1年以上ですか、保険料を払わなかった人については被保険者証を返還していただいて資格証明書が交付されたと思いますが、その件数等もわかれば、3つお願いしたいと思います。再発行の枚数なり、また短期被保険者証なり、資格証明書、わかればお願いします。

議長（酒井恵明君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（岩坂唯宜君）（登壇）

申しわけありませんが、再発行につきましては今ちょっと手元に資料を持っておりません。短期、長期のその状況につきましては、今のところまだ保険料が未納という状況には出てき

ておりませんので、当然行っておりませんが、各自治体、そういう形で必ず行うということで行くかということは今協議をいたしておりますので、今のところはまだはっきりいたしております。

議長（酒井恵明君）

林議員、私が言うまでもございませんが、自分の意見は言わなくていいから端的に質問してください。時間がございません。

8番（林 博文君）（登壇）

はい、わかりました。

それじゃあ、ちょっとスピードを上げて言います。

次のクの自営業の被保険者証の均等割についてですが、これは例えば自営業を家でされておるところの方についての、本当に知らないままでいけば47,400円、場合によっちゃあ世帯主の場合、自営業の子供が同居する場合は14,200円でいいわけですが、こういうふうな制度の内容については町はどのような形で、世帯主によって大きく均等割なんかが違うわけですが、説明をされておるのか、ちょっとその辺についてお聞きをいたします。

議長（酒井恵明君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（岩坂唯宜君）（登壇）

7割、5割、2割の軽減につきましては、当然世帯主も含めての所得ということになっておりますので、自営業者にかかわらず、例えば息子さんの世帯主になってあるところにつきましては、息子さんが例えば会社員であってもそれなりの所得があれば軽減がきかないということでございますので、世帯主の状況によりまして7割、5割、2割がきくかどうかという形でそれぞれ変わってくるというものでございます。

あと、その状況、そういう7割、5割、2割の方の対象になられた方につきましては、うちのほうで職権でそれは公示をいたしまして通知をさせていただくということでやらせていただいております。

議長（酒井恵明君）

林議員。

8番（林 博文君）（登壇）

次のケですが、少し飛ばしますが、本当にこの医療制度についてほかの市町村はやっぱり

75歳以上の方がちょっと心配され不安でもあったということで出前講座を1年前からずっとしておいたということで、この5区、8区、11区、農業者年金受給者、これらの団体に出前講座をされたということで説明を先ほど受けましたが、これは町から自主的に出向いてされたのでしょうか、区から来てくれというようなことでとか、また11区とかの要望があって行かれたのですか。やっぱり私は町の姿勢を伺いますが、いかがですか。

議長（酒井恵明君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（岩坂唯宜君）（登壇）

今まで出前講座で説明をさせていただきましたところにつきましては、相手の方の依頼によりまして出向いております。

議長（酒井恵明君）

林議員。

8番（林 博文君）（登壇）

私はどこの区もやっぱり老人クラブが各誕生会とかいろんな面で、6区の場合は毎月3日ですが、70名近くの方が寄っておられるようですので、そういうなとこにでも出向いてやっぱり町の説明がしてほしかったなと、各区でもそういうのがあっておるんじゃないかというに思っておるところです。

次のコの間人ドックについては、それは飛ばさせていただきます。これはほかの市町村もやっぱり75歳以上でもされておるところがあるし、今回はまた基山町の場合はしてなかったということでございます。

それと次は、高齢者の終末期相談支援料につきましては、いろいろ家族の方なり延命措置の中止を強制されるような形の措置という形で批判も相当あっておるようですので、将来は私はこれは1回2千円の算定で医療機関に払われるわけですが、廃止になるんじゃないかなというふうに思っておるところです。

次に、シの75歳以上で病院などで支払いを1割負担、2割負担というようなこと、3割負担というふうなことでやっておりますが、やはり所得が多い人は払っていかねばいけないうふうなことで、わかりました。

スの4月よりこの制度開始で窓口及び電話等で問い合わせが殺到したと思うが、内容と件数は、その対応はどうしたかということですが、確かに基山は町村では一番多い230件と、

今でも幾らかあっておるんじゃないかと思いますが、佐賀県の統計なり、また佐賀市内の統計は10人ぐらいかかっても対応し切れなかったということ、1日ですよ、そういうな統計も出て、いろんなこの制度についての苦情なりが出ておるようです。

今後についてはひとつこの医療制度については、基山町の場合は窓口業務としての保険料の徴収なり、また申請や届け出の受け付けなり、被保険者証の引き渡し、そういうなの仕事は窓口でされますので、一応頑張って高齢者の方に不安を投げかけないようなひとつ仕事をしていただければというふうに思っております。

ちょっと時間がありませんので、森林環境税については今後、私も森林組合の役員をしておりますので大体森林環境税については勉強会も相当行かせていただきました。要は、私は基山町が所有しておる今の山林、今まで学校林もあったし、特に基肄城関係、そういうふうな平成7年から公有化がなされておったわけですが、1回ぐらい山を見て回って、台風などの被害によってその間伐なり、そういうのをされる体制をとられたのか、今回の環境税についての関連もありますが、ひとつ答弁をお願いいたします。基山町の所有の……。

議長（酒井恵明君）

農林環境課長。わかったでしょう問いは。（「回ったか、ちょっと、町有林を」と呼ぶ者あり）

農林環境課長（吉浦茂樹君）（登壇）

それでは、私のほうから今町有林を回ったかということでございますが、私のほうは林業担当ですけども、町有林全域は回っておりません。ただ、今まで県の造林事業の中で対応できるもの、結局間伐とか、下草刈りとか、そういうものを今までやってきております。

そういうことで終わります。

議長（酒井恵明君）

林議員。

8番（林 博文君）（登壇）

要は、私はこの環境税については全国でもほぼ半数の都道府県が導入をされております。また、佐賀県でも相当荒廃した森林がありますし、やっぱり高齢化が進んでなかなかその山林のほうに手が入っていないというようなことで、今回の環境税でそういうふうな森林の間伐なり手入れなりをしていくということの活用方法ですが。

要はこの中で一つ森林環境税について4つについて新しい事業に使われるということで先

ほど町長からも県による荒廃森林の再生なり、市町により公有林化、また県民の皆さんからの提案公募集、2の市町による公有林化で、条件があれば今回の雄飛の今月上がっております取得費、そういうなのにもこれは内容は2分の1ですが、そういうのが申請をすれば来るわけですか、ちょっとその辺。

議長（酒井恵明君）

農林環境課長。（「申請しとらにゃあ、そういうこと」「今から申請してもよかですよ」と呼ぶ者あり）

農林環境課長（吉浦茂樹君）（登壇）

それでは、今のお尋ねの件でございますけども、現在県の森林整備課のほうと協議をしております。前向きにさせていただくようお願いをしております。まだ結論は出ておりません。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

林議員。

8番（林 博文君）（登壇）

町も基肄城の公有化なり、また学校林なり、今回の雄飛の山林なり、相当な面積が先ほどから80町近くあるようになってくるわけですが、私はやっぱりこういうふうな税を十分使ってもらって、先ほど言われました県民の皆さんからの提案公募による事業でしていただいたらということで、例えば基山にきびつとの杜とか、例えばかいらうとか、あるいは城戸には生産森林組合があるわけですが、そういうふうな人たちの団体のグループがこういう作業にされた場合は、公募提案制等でされるというふうなことでお聞きをいたしておりますが、その内容がわかればひとつちょっと説明をお願いしたいと思います。荒廃した森林の活動、今募集をされておるとは思いますが、わかりますか。

議長（酒井恵明君）

どういう事業にするという公募をですか。（「はい」と呼ぶ者あり）農林環境課長。

農林環境課長（吉浦茂樹君）（登壇）

それでは、私のほうからお答え申し上げますけども、今御質問の中にありましたCSOとかNPO法人がやる場合は企画立案、みずから実践する荒廃森林の再生につながる森づくりと、これをこの森づくり活動に対する経費を支援するということになってます。

そういうことで、NPO法人とかボランティア団体、自治会、それから企業の労働組合と

か、こういうところが活動する場合に経費を助成しましょうということで、内容的にはその経費でございますが、苗木、肥料、支柱、講師謝金とか旅費、それから機械の借り上げ、そういうものを出してます。それからあわせて森づくりの活動PRというような経費についても出すということになってます。

それから、要件でございますけども、水源地や人家、それから公共施設の上部に位置する荒廃した森林で、自主的に活動することというようなことで、1団体当たり年間2,000千円以内を助成をするということで、ことしから5年間です。そういうことで今年度については6団体程度を考えているようでございます。

以上です。

議長（酒井恵明君）

林議員。

8番（林 博文君）（登壇）

わかりました。ちょっともう時間がありませんので、これで終わります。どうもありがとうございました。

議長（酒井恵明君）

以上で林博文議員の一般質問を終わります。

ここで、10時50分まで休憩いたします。

～午前10時41分 休憩～

～午前10時51分 再開～

議長（酒井恵明君）

再開し、続いて大山勝代議員の一般質問を行います。大山議員。

1番（大山勝代君）（登壇）

1番議員の大山勝代です。よろしくお願いします。

1つ目の柱は、男女共同参画社会の実現についてです。

先日、区長さん17人と町会議員13人との懇談会がありました。年に1回の情報交換の場で、とても有意義な集まりでした。計30名です。そこで、改めて思いましたが、女性は私一人です。男女の割合にしますと97対3です。3.3%ということです。私としては正直言って、居心地はどうかと言われると余りよくありませんと言わざるを得ません。もっとこの場に女性が多くいて、男女まざった風景がこういう形であるといいなと思いました。ということは、

もっと区長さんや区長代理の方、そして町会議員になる女性がこの基山町で多くてもいいのではないかということです。

さて、本題に入りますが、歴史的に見たとき、昔々は母系社会でした。そして、時代がさかのぼって以来、男性社会の中で女性は一步下がって家を守るという立場で生きてきたと思います。そして今日、依然として女性差別の世の中が続いているのではないのでしょうか。

例えば、同じ仕事をしていても男女の給料の差が依然としてある。7割程度 一般的には と言われてます。子育てのために仕事を持った人たちが両立できなくて退職をせざるを得ないという人がやっぱり女性に大多数。また、家事労働を見たときに例えば共働きなのにやはり家事労働は女性にたくさんかかっている。そして、介護とかそういうものが多く肩にのしかかかってきて、そして今大きく問題になっているのは配偶者からの暴力、それは大きな女性差別だと思います。しかし、21世紀の今、それは見方を変えればいびつな社会だということができるのではないのでしょうか。世界的な流れはもっと女性の能力を引き出して、社会発展の道筋を明確に示していると思います。

そこで、第1の質問ですが、男女共同参画社会の理念と世界国内、佐賀県の今までの歩みがどこまで進んでいるのか示してください。

2番です。

第4次総合計画の中に、詳しく男女共同参画社会の実現に向けての目次があるのかと思いましたが、探しましたが残念ですがありませんでした。本文の中の36ページに、すべての人が尊重されるまちづくりという項目の中の数行書かれているだけです。つくられたそのときの男女共同参画社会の実現に対する論議はどのようなものだったのか知りたいと思います。

そして、そこで基山町の策定計画は今どこまで進んでいるのでしょうか、お尋ねします。

冒頭に区長、議員などの比率が97対3と言いましたけども、基山町の役場職員の管理職、それから各種審議会、委員会などの女性の任用状況は実際の数はどうでしょうか、示してください。

最後ですが、共同参画社会の実現というときに、男女お互いの特性を生かしながらそれぞれが協力し社会の発展に貢献していくという道筋を持つときに、もう二つの大きな改善点が特に重要だと思います。

その一つは、男性の家事労働の負担についてです。佐賀県は特にこの負担が少ないということ統計に出ています。もう一つは男女間の暴力をなくすということです。男女共同参画

の実現に向けての執行部への私の質問は今回限りということではなくて、今後も息長くその実現のために私も微力ながら努力をしていかなければいけない課題だと思っています。

そこで最後に、配偶者暴力防止法　いわゆるDV防止法です　そのことについてお尋ねします。役場にそういう相談があったとき、どのように対応されているのか、教えてください。

大きな柱の2つ目です。

4月から機構改革で役場の課が再編されています。こども課開設は子育て世代の若い人たちへの大きな応援団だと思います。そこで、詳しく業務内容を知りたいと思います。条例には6項あります。そして、編成表を見ますと5人の職員で仕事をされていますが、それで十分なのでしょうか、人員が足りないということはないのでしょうか。

4、5月と2カ月たちました。この間、どういう用件で窓口で町民の方が訪れたのか、大まかなところで教えてください。

3番目は、さてそのこども課の窓口を訪れやすい環境は整っていると思われませんか、どうでしょうか。

子育て支援事業が4つの機関であっていると思います。こども課とそれから教育学習課、それから保健センター、交流広場です。そのたくさんある事業が、ある程度町民にわかりやすく統一されればよいと思っていますのですが、その関連の事業を示してください。

知り合いの子育て中のお母さん数人とお話をする機会がありました。近辺の市や町に比べて基山はとて素晴らしい、子育てしやすいということを何人もの方から聞きました。それはやはり就学前までの医療費の無料だと思います。しかし、そこで満足するのではなくて、私は通院も6年生まで無料に求めようとけしかけました。そして、ほかの要望を聞きますと、やっぱり児童館があつてほしいよねとか、学童保育の学年延長、自分の子供はもう中学生になつたけども、あのとき4年生、5年生まで延長できたら私は安心して仕事に出かけられたのになつてというようなことです。

そして、子育て関連の施設が親子で歩いていける範囲に近くあればいいということでした。イメージとしては、例えば保健センターで子供の健診を受けさせて、そしてそのそばにある図書館に行って児童関係の絵本を探す。で、交流広場に行って、他のお母さん方と子供を見守りながら談笑できる、そういうイメージではないでしょうか。

基山町が子育て支援の充実に頑張っている町だと胸を張って言えるようにするためには、

どうしてもやはりハード面での施設の充実が不可欠だと思います。私は図書館が早くできることを期待していますが、それと同時に児童館の建設もぜひ実現してほしいと思っています。建てるお考えはありますか、お教えてください。

これで1回目の質問を終わります。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

それでは、大山議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、大きな1の(1)男女共同参画社会の理念と推進の歩みについて述べてということでございます。基本理念については、まず第1に男女の個人としての尊厳が重んじられること。男女が性別による差別的取り扱いを受けないこと。男女が個人として能力を発揮する機会確保がされることなどを旨として行わなければならないということでございます。

それから第2に、社会における制度または慣行が、男女の社会における活動の選択に対し及ぼす影響をできる限り中立なものとするような配慮がなされなければいけないということ。

第3番目に、政策または民間の団体における方針の立案、及び決定への共同参画する機会の確保ということ。

4番目に、家族を構成する男女が家事、育児、介護、その他家庭生活における活動についてその役割を円滑に果たし、かつ家庭生活以外の活動を行うことができるように配慮されなければならないと。

第5番目に、男女共同参画社会の形成は国際社会における取り組みと密接な関係を有していることを考慮して行わなければならないと。

推進の歩みについては、昭和21年に制定された日本国憲法に基づき、個人の尊厳と法のもとでの平等がうたわれ、男女平等の実現に向けたさまざまな取り組みが国際社会における取り組みとも連動しつつ着実に進められてきました。

国連の提唱により昭和50年メキシコシティで第1回国際婦人年世界会議が開催され、世界行動計画が採択されました。これに基づき、我が国は昭和52年に国内行動計画を策定しました。

昭和54年国連総会において、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約が採択され、この条約を昭和60年に批准しました。その後、平成11年6月に男女共同参画社会基本

法が公布施行されて今日に至っております。

佐賀県におきましては、平成13年3月に佐賀県男女共同参画基本計画を策定し、10月には佐賀県男女共同参画推進条例を制定しております。

(2)の本町での第4次総合計画策定時における男女共同参画社会についての論議の経過を知りたいということでございます。今まで広報、チラシ等で啓発活動を行ってきました。しかし、基山町の男女共同参画の推進はおくれているとの認識に立ち、今後男女共同参画社会の形成に関する基本理念を示すため、第一歩として男女共同参画委員会を設置していかなければならないとの結論に達しました。

(3)の本町の男女共同参画社会に関する計画策定はどこまで進んでおるのかということでございます。今後、男女共同参画推進プランを策定するための委員会を設置し、その中でアンケート内容の検討、調査の実施、集計、推進プランの検討等を行っていき、提言をしていただくような予定をいたしております。

(4)の本町の女性の任用状況を示してほしいということでございます。役場管理職にはおりません。それから、地方自治法第202条の3に基づく審議会等には28人いらっしゃいます。それから、女性委員の比率は15.1%でございます。

次に、地方自治法180条の5に基づく委員会等には3名いらっしゃいます。女性委員の比率は10.3%となっております。

(5)の配偶者暴力防止法、いわゆるDV法の役場への相談者の対応と町民への周知徹底の点であってはどうかというところでございますけれども、近年DVの被害者が増加し社会問題化しているため、計画策定の際には位置づけを検討しなければと考えております。今まで相談者につきましては、県の関係機関とも連携しながら対応をしていきます。今後そういうことで対応していきたいというふうに思っております。

2の新設されたこども課の現状と充実についてということでございます。

(1)こども課の業務の内容を知りたいということでございますので、こども課の事業分掌は基山町課制条例に6項目上がっておりますが、もう少し詳しく言いますと、基山保育園関係については、保育園の入所申請、保育料の収納関係のほか指導監督、補助金、ヒアリング、児童手当、児童扶養手当に関する受け付け、支払い事務、それから学童保育関係については、ひまわり、コスモス教室、子どもの居場所づくり事業、母子、父子福祉に関する相談事務、ひとり親家庭等医療費、乳幼児医療費助成に関する申請、受け付け及び支払い事務、幼稚園

就園奨励金補助申請受け付け、支払い事務、小規模児童遊園地に関する事等となっております。

(2)の相談窓口を訪れた町民の用件はどんなものだったかということですが、現在のところ、通常の業務関係として保育所入所関係、学童保育関係、乳幼児医療関係、児童手当関係がほとんどでございます。

(3)町民が相談窓口を訪れやすい環境は整っているのかということでございますが、町民の方に対して相談事や事務受け付け説明など、できるだけ気持ちよく来庁していただけるよう職員としての意識を持って対応をさせていただいております。

施設面では、こども課だけ独立した部屋や建物ではないため、特別な措置は行っておりませんが、現在ベビーベッドの設置と1階フロア共有で相談室を2カ所設置しております。

また、保健センター、子育て交流広場等で行っているディスプレイ等ポスターや幼児向けのキャラクターの張り物は庁舎全体の管理上、制限させていただいているところでございます。

(4)子育て支援関連の事業について提示してほしいということでございます。こども課、学校教育課、保健センター、子育て交流広場ということでございますが、こども課については先ほど(1)でお答えした内容でございます。

それから、教育委員会関係については、図書館のブックスタート事業ということですが、

保健センターにつきましては、母子健康手帳の交付、妊婦健診、年齢に応じた各種育児教室、各年齢ごとの健康診断、予防接種相談事業、母子福祉推進員関係と。

それから、子育て交流広場につきましては、社会福祉協議会への委託事業として実施しておりますが、子育てに関する相談事業、交流事業として対象年齢に応じた親子遊びやプレールームの開放、情報提供ときやまっ子だよりの発行等でございますが、それから育児サークル支援事業、育児サポートセンターの設置、託児等を行っております。

(5)の子育て支援の充実のために児童館がぜひ必要だと思うが、早期に建設する考えはあるかというお尋ねでございますが、御指摘のとおり児童館は子育て支援関係の充実に、その中核となる施設として大変重要な位置づけにあるという認識は持っておりますが、現段階では図書館建設と同じく財政的や建設場所等の問題もございまして、今後の課題とさせていただきたいと考えております。

以上です。

議長（酒井恵明君）

大山議員。

1番（大山勝代君）（登壇）

ここに佐賀県がつくった共同参画さがプラン2010というのがあります。先ほど述べられた性別による差別的取り扱いを受けないことの理念で、ここに書かれていない平成20年1月からの法律の一部改正で施行されていますが、そのことについてのちょっと詳しい説明がわかりますでしょうか。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）（登壇）

今の問題ですけど、申しわけございません。平成20年度の改正でございますか。申しわけございません、私ちょっとまだそこら辺は把握しておりません。申しわけございません。

議長（酒井恵明君）

大山議員。

1番（大山勝代君）（登壇）

資料にはそちらにあるのですが、後でお渡ししたいと思います。

これをやっぱり町民の方に保護命令制度の充実が強く打ち出されていますので、それを住民の方に周知徹底されていくっていうのが大事ではないかと思って質問に入れました。

次です。

そのDV防止法については5項目めで再度質問させていただきます。

先ほど町長が計画の策定についておかれているという認識の上に立ち、そして委員会を設置しなければならないと言われましたけども、委員会設置の前に役場内でどういう論議がなされたのでしょうか。必要性を強く感じられているのか、その辺はもう上から言うので仕方ないみたいな感覚なのか教えてください。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）（登壇）

町長がお答えしましたように、おかれているという認識は非常に持っております。佐賀県が全国でどういう状況というのはちょっと私もあれですけども、市あたりはかなり進んで

おります。ただ、町村においては、まだ白石町ですか、あそこは進んでおりますけども、他市町村はほとんどまだ進んでいないような状況です。ただ、他町が進んでいないからやらないということではなく、やはり基山町はおくれていると、だから一挙にはできないけれども徐々にやはり男女共同参画というのは社会に向けての基山町の施策等は今後やっていかななくてはならないという議論がなっております。

ただ、それが早急にできるかどうかちゅうのはちょっと私も疑問で、徐々にあれですけども着実に一步步進んでいきたいと思っている状況でございます。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

大山議員。

1番（大山勝代君）（登壇）

よろしくをお願いします。

先ほど言われましたように白石町だけです。10市10町ありますけども、7市がある程度できて、それから町は白石町だけです。ここに資料があつて、基山町を見ていると、懇話会などについては平成20年度設置に向けて検討中。それから、具体的な計画として、その名称等もですけども、それは作成に向けて検討中と書かれています。それが役場、総務課がこのことをされるというのはわかりますが、その窓口の係がどの係なのか。そして、予算化をいつ計上されて、実際その委員会が機能するのがいつごろなのかの見通しを示してください。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）（登壇）

担当は総務課の行政係でございます。

先ほどの今後どうして予算化等の問題でございますけれども、今その調査票にも書いてあるとおり、今ちょっと検討しているところでございます。早かったら今年度中に予算化をしたいとは思っておりますけど、ちょっとそこまでの検討がまだはっきりはしておりません。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

大山議員。

1番（大山勝代君）（登壇）

佐賀県の町がまだ少ないので、もうちょっとゆっくりっていうことではなくて、今早ければ今年度中になって言われましたので、ぜひ今年度中に予算化をしていただきたいと思います。次です。

審議会、委員会の先ほどは女性の人数とその比率についてのことを言われましたけども、全体のその名称と委員会の構成人員、男女、教えてください。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）（登壇）

それぞれ1つずつということでございますか、委員会等ですね。（「もし後で表かなんかいただければ」と呼ぶ者あり）いや、いいです、はい。わかりました。

まず、202条の3の関係の審議会等でございますけれども、市町村防災会議が17名で、そのうち1名です、女性の方。民生委員推進会が14名でそのうち3名でございます。国民健康保険運営協議会12名のうち1名が女性です。それから、市町村交通安全対策協議会が15名のうち2名が女性です。それから、青少年問題協議会が10名のうちゼロです。それから、社会教育委員会が10名のうち4名です。それから、地方文化財保護審議会が4名のうちゼロです。市町村都市計画審議会が10名のうちゼロです。それから、市町村国民保護協議会が18名のうち2名です。それから、消防委員会が8名のうちゼロです。予防接種健康被害調査委員会が6名のうち1名です。それから、特別報酬審議会が8名のうち2名です。情報公開審査会が5名のうち1名です。それから、総合計画審議会が17名のうち1名です。それから、健康づくり推進協議会が8名のうち2名です。保育所運営委員会が5名のうち1名です。育英資金運用委員会が4名のうち2名です。町民会館運営審議会が10名のうち4名です。個人情報保護審査会が5名のうち1名で、全部の延べ委員数が186人のうち女性の方が28で、率が15.1%でございます。

それから、地方自治法の180条の5に基づくものでございますけども、教育委員会が5名のうち女性の方が2名です。それから、選挙管理委員が4名のうちゼロでございます。それから、農業委員会が15名のうち1名でございます。固定資産評価審査委員会が3名のうちゼロでございます。それで、合計の延べ人数が29人のうち3名で、女性の割合が10.3%ということなんです。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

大山議員。

1番（大山勝代君）（登壇）

今数字を述べられてわかったのですが、国保とそれからもう一つ、予防接種、それから育英資金、これは私が入っているんです、その女性の1、1、2の中に。で、こういう充て職みたいなものが、これが大事な政策立案の中で機能するのかなっていうのを疑問に思って聞きました。

次に行きますが、役場の管理職の方についてです。

一般的に考えたら、例えばことしできたこども課の課長さんとか、それから以前にはいらっかったということを聞いてますが、保育園の園長さんとかは女性のほうが適している部分が多くあると思うのですが、これまでに、それからこれからどういう役場内での女性管理職をつくり出そうと努力をされたのか、されていこうとしているのか教えてください。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

現在までも私としましては、特に女性を外してどうのというような意識は毛頭ございません。適性ということもありましようけども、一つの今までの流れといいますが、いろいろ年功序列がすべてじゃございませんけども、そういうふうな一つの課長さん方、ポスト課長補佐、係長、そういうふうな一つの流れの中で今のような状況にあるということでございます。

今後は決して女性を別にしてというようなふうに気持ちは持っておりませんので、十分考えて適性も考えてやっていきたいというふうに思っております。

議長（酒井恵明君）

大山議員。

1番（大山勝代君）（登壇）

意識がなかったことが問題なんじゃないかなと思います。流れの中でっておっしゃいましたけど、今後女性が生き生きと活動できる場をつくってほしいと思います。

先ほどの委員会等の選任の仕方についてですけども、例えば佐賀県が男女共同参画推進員の20名以上かな、メンバーがありますね。その中に基山町が2人の名前を出していらっやいますが、どういう人選でされたのかの経過を教えてください。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）（登壇）

一応婦人会の代表の方にお話をして、その中から人選をしていただいております。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

大山議員。

1番（大山勝代君）（登壇）

先ほども言いましたように、別の職があって、そして言葉としてはいいのかわかりませんが、充て職といえますか、そういうことでの出される傾向が見える。私の場合もそうですが、その婦人会代表でということで、多分以前からこの推進については婦人会の方をお願いをされて、執行部の方で相談をされながらということになると思いますが、例えば婦人会の役員として出てこられる方も多分輪番で出てこられているのではないかと思います。そして、その中で部長、副部長にさせられたというのはおかしいですけども、これもせにゃあいかんげなあ、わあ、どうしたらよかかって、そがんといっちゃんも勉強しとらんってなるときに、よかよか、もう会議に行くだけやけんっていう、そういうことがあるのではないかと推察します。

例えば、翼の会ですか、男女共同参画の民間の活動をしている会が大きくあります。それは佐賀県全体のものですがありますが、基山からも会員さんとして何人かあると思います。とか、やはりそれぞれの地域の中で本気になって基山町のために何かをしようとか考えていらっしゃる方が、探せばまだたくさんいらっしゃるのではないかと思います。

ですから、その辺の努力を今後されて、そしてそれが任期が終了した後もまた地域でその意義を広めて積み上げていく。で、それが男子も女子もそういう参画社会の機運を高めていくというそういうことになると思いますので、今後その役場での人選についてはもっと能力を持たれた方がたくさんいらっしゃると思うので、考慮していただきたいと思います。

次です。

議長（酒井恵明君）

大山議員、人権にかかわる発言は慎重にやってください。総務課長。

総務課長（大石 実君）（登壇）

さっきの男女共同参画推進員さんの名誉のためにちょっと言いますけれども、一応会長さんにお話をしまして、その中で会長さんが出るというわけじゃございませんので。その中でちゃんと人選をさせていただいて出ていただいております、その推進員さんも広報等にも載せていたと思いますけれども、自分たちのそういった連絡場所等を載せてくれということで積極的にしていただいておりますので、そこだけはちょっと私のほうから伝えさせていただきたいと思います。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

大山議員。

1番（大山勝代君）（登壇）

申しわけありませんでした。何人かの方とお話をして、ぶっちゃけた話といいますか、その辺で私がこちらとここでの文言を整理して発言することへの大きなギャップがあったことをおわびしたいと思います。

男女共同参画社会の実現についての計画を策定されたということにしたときに、そこで終わるっていうことではなくて、そこからスタートすると思います。例えば、指導的地位に女性の占める割合を少なくとも30%とするならば、先ほどの15%、10%がとてもやっぱり低い数字だと思います。

それで、数字を出してみましたけども、区長、区長代理が10人ほど、それから町会議員が4人ほど、基山町です。役場管理職が4人ほど、一応30%、全体の中での30%と考えたときに。審議会等の委員が56人、それから各委員会が9人という数になりました。本気になって取り組まないと到達しない数字だと思います。だれかに任せておけばどうかなるだろうということではなくて、高い遠い目標だからです。町全体が本気で意識改革を迫られていると思います。その到達に向けて町長の強いお気持ちをお聞かせください。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

先ほども申し上げたんですが、職員の管理職の件で、これもちょっと大山議員、誤解があったかもしれませんが、決して意識をしてないっていうかそういう意味で申し上げたわけじゃあございません。特にやっぱり排除する意識は持たなかったと、むしろそういう意味

で言ったつもりでございますので、ひとつそれはちょっと私としては言葉足らずだったかなということで訂正させていただきます。

それから、それに関連してでございますけども、特に職員の場合とかそのほかに関しましても門戸を閉ざしておるということじゃなくて、やはり門戸は当然開いておるわけでございます。職員の場合にしましても、雇用のときからやはり本当にそういうふうな平等な目で見て女性がということであれば、女性は本当に同じ目で見て採用するというようなことも十分考えてやっておりますので、その中で女性が少ないかどうか、それから現在の管理職が少ないかどうかというようなことはまたちょっと問題が別かなというような感じがしております。

いずれにしましても、私、先ほどから言いますように女性を特別どうという気持ちは持っておりません。むしろ、これからの社会はこれは私も逆に重荷になると思いますけども、本当に女性の特性を生かしてというか、能力を生かしてというようなことはこれから町にももちろんそうですけども、国にとりましても社会にとりましても大事なことだというふうな認識を持っておりますので、逆にそれじゃあ30%と決められて、そこに何が何でも女性を入れるというようなことが果たしてどうなのかなという気は一抹のその気持ちはありますけども、できるだけその目標に従ってというか、近づくようにそういう思いで努力をしていくということは強く私も今感じておりますので、申し上げておきたいと思います。

議長（酒井恵明君）

大山議員。

1番（大山勝代君）（登壇）

よろしくをお願いします。

共同参画社会の実現というときに、男女お互いの特性を生かしながらそれぞれが努力し、協力し、社会の発展に貢献していくという道筋があるときに、次のもう二つの項目の改善が特に重要だと思います。先ほど申しましたように男性の家事労働の負担です。もう一つは男女間の暴力をなくすということです。

そこで、DV防止法についてですが、先ほど平成20年度からの法改正と言いましたが、これはまだまだニュースなどでいろんな問題を聞くときに、一般男性の認識が甘い、単なる夫婦げんかだっというふうには本人も周りも片づけてしまう、そういうところがあると思います。役場にそういう相談があったとき、具体的にどのように対応されているのか教えてください。もう一度お願いします。

議長（酒井恵明君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（岩坂唯宜君）（登壇）

それでは、DVに関しましては健康福祉課で担当いたしておりますので、私のほうから回答させていただきたいと思います。

最近、議員御指摘のとおり相談者につきまして何件か実際あっております。そういう場合につきまして、まず本人さんの状況を詳しくお聞きするということでございまして、単なる夫婦げんかという形ではなくて、やはりいろいろと被害を受けてられる場合が多いということがありますので、まずお話をよく聞くということで、県と協議をする中で一応相談者の共通シートをつくりなさいという県の指針もあってございまして、いろんな内容、あるいはこれはもちろん本人さんの被害者の方の了解のもとではございますが、家族構成あるいは住所、今までのいわゆる暴力歴、被害を受けた状況といえますか、そういうのをいろいろとお聞きして記録に残すということで行っております。そして、どうしてもやはり保護を前提とするようなお話であれば、県とあるいは警察、そういう機関と相談をしながら対応してまいります。

ただ、被害者がおられるということは加害者もおられますので、この加害者の対応というのももちろんございますが、一応加害者のほうから逆によく電話がかかってきておりますが、町といたしましては一切これに関してはお答えすることはできませんという形で対応させていただいているところでございます。

議長（酒井恵明君）

大山議員。

1番（大山勝代君）（登壇）

配偶者への暴力は犯罪だということを町民にもっと情宣を徹底していただけるように要望して、次の項目に行きます。

先ほどの分掌事務を申し述べられましたけども、たくさんあるのだなあと思いました。そして、次世代育成支援行動計画の後半のところ、基本目標別の主要な施策としてずっと数えたら100幾つもありました。これをそれぞれの担当がこなしていけるのは、やはり大変なことだと思います。

以前から私は言ってますように、例えばこども課での施策といえますか、それがことし改

めてできたわけで、6項目ありましたけども、あとの4項目はそれぞれの今までしているの事務的なこと、遂行だと思っんです。1項目め、2項目めの少子化対策、子育て支援のこのことについての新規事業なり、何らかのお考えがありますか。

議長（酒井恵明君）

こども課長。

こども課長（内山敏行君）（登壇）

今、議員のほうから御指摘ございました基山町次世代育成支援行動計画につきましては、確かにたくさんの目標事業というのが載っております。一応通常の業務、基山町課制条例6項目ある中の業務は当然こなしていくということですが、その中でまた新規事業となるのはやはりこの行動計画が基本になって、この中から順次できるものから選んでいくという形になるというふうに思っております。

今回の6月の補正にも、一応2事業上げさせていただいております。無認可保育園に対する補助とか、病後児保育の事業とかを上げさせていただいております。簡単になかなか財政関係がございますので、難しい面もございますけれども、できるところから少しずつでも子育て支援の事業を展開していきたいというふうに思っております。

議長（酒井恵明君）

大山議員。

1番（大山勝代君）（登壇）

前回質問しましたけども、たくさんの事業の関連ということで、ガイドブックがあればとっても親にとってはわかりやすいと思いますが、そのことについての作業の進め方は今ないのででしょうか。

議長（酒井恵明君）

こども課長。

こども課長（内山敏行君）（登壇）

今言われましたガイドブックにつきましては、前課長よりも申し送りを受けております。ただ、なかなか進まなくて、今パソコン上での下書きまでできております。これができると、通常は毎年更新をしていってやらなければならない代物ですので、本来は今そういう状態ということであれば、今年度には間に合わないような状況ですが、とにかく基山町の今施策をしているそういう状況を伝える冊子としてぜひつくりたいと思っております。

けども、もう少し時間をいただきたいというふうに思います。

議長（酒井恵明君）

大山議員。

1番（大山勝代君）（登壇）

早くつくりたいということですので、どうぞよろしくをお願いします。

町民の方がこども課の窓口に来られるので、何か評判とか要望とかがありましたでしょうか。

議長（酒井恵明君）

こども課長。

こども課長（内山敏行君）（登壇）

4月1日からこども課が新設をされております。先ほど町長の答弁にもございましたように、現在窓口に来られた方につきましては、乳幼児医療とか児童手当の手続上の問題で来られますけれども、やはり中にはそういうこども課という課が新設されたことによりまして、新たな子育て支援の業務に期待を持たれているという言葉が聞かれるようになっておりますので、これについては私たちもできるだけ努力をして、こども課という名に恥じないように頑張っていきたいというふうに思っております。

議長（酒井恵明君）

大山議員。

1番（大山勝代君）（登壇）

窓口を訪れやすい環境が整っているかってお聞きしたときに、管理上の制限があって余りしていないんだってということでしたが、なぜでしょうか。

議長（酒井恵明君）

こども課長。

こども課長（内山敏行君）（登壇）

先ほどの町長の答弁の中にありました庁舎全体の管理上の制限ということにつきましては、とにかくお母さんとか子供さんが来て親しみやすいような場所をつくるのがこども課の窓口としてはいいのかなとは私たちも思っております。

ただ、庁舎管理上、一応ポスター関係とかいろんな張り物については、やらないということで当初庁舎全体で決めております。ポスター関係につきましては、所定の場所に張るとい

くださって、職員への指導をよろしくお願ひしたいと思ひます。今後ともこども課については、訪れやすい雰囲気づくりを努力してください。

先ほどの……

議長（酒井恵明君）

大山議員、窓口の対応が、職員の対応は町民に対して悪いということでしょう。それは答弁求めてください。

1番（大山勝代君）続

お願ひします。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）（登壇）

町民の方にそういった不愉快な思ひをさせたことは非常にまことに申しわけないと思ひます。今後職員にそういった指導は総務課のほうで言っていきたいと思ひます。ただ、実際そういった職員がいれば、名札をつけておりますので、だれだれがということをはっきりこちらにほうに言っていたければ、こちらのほうで指導もしますし、ただお客様、住民の皆様が一方向的に言われる場合もありますんで、その辺はお互いの言ひ分をちゃんとこちらとしては聞きますけれども、そういったことでだれだれということをはっきり言っていたければ私のほうでそういったものは指導していきたいと思ひますので、その辺もよろしくお願ひいたします。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

大山議員。

1番（大山勝代君）（登壇）

ありがとうございました。

先ほどの4の回答の中で、図書館のブックスタート事業と書かれています。目新しい名称ではないかと思ひます。詳しく教えてください。

議長（酒井恵明君）

教育学習課長。

教育学習課長（古賀芳博君）（登壇）

先ほど町長のほうからブックスタートを答えられましたけど、教育学習課といたしましては、子供との接する事業といたしましては、子供クラブ連絡協議会、それと青少年育成町民会議が子供たち関係の仕事をしております。それと、今ブックスタートでございますが、健康福祉課が6カ月健診あるいは1歳児健診、1歳半児健診とかいろいろやっておりますので、そのときに子供たちに本の読み聞かせということで、実は19年度からこの事業を実施しております。その前にもブックスタートではなかったんですが、それらしきことで親子の触れ合いということで読み聞かせ、あるいはこういう本がありますよとかということで図書館のアピール、この本を読み聞かせたほうが良いというようなことで実施してございましたけど、昨年からはやっておりますブックスタートにつきましては、本を年代的に6カ月、1年、1歳半児とそういうふうな子供たちに合うような本をお母さんたちに渡して読み聞かせ、本に親しんでもらうということでやっている事業でございます。

議長（酒井恵明君）

大山議員。

1番（大山勝代君）（登壇）

筑紫野市に私の孫がおりますけども、ブックスタートという言葉は以前から聞いていていいやり方だなと思っていました。予算を少しでもふやして一冊でも多く2冊でも3冊でも子供にいい本が与えられるように努力をしていただければ幸いです。

先日、文教厚生委員会で社会福祉協議会の委託事業である基山子育て交流広場を見せてもらいについて説明を受けました。数人のスタッフでとてもたくさんの事業をこなされていて御苦労あるんだろうと思いました。これはいろいろお母さん方に聞きますけども、やはりいい大きな支援だというふうに私も思います。これは平成13年度の途中からの開設だそうですが、この間、小さな施設面での改善はあったと思いますが、根本的な2階にあるとか、トイレがよくないとか、そういうものについての改善がなされていないのは町の怠慢だったのではないのでしょうか。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

怠慢と言われますとそうかなというような感じもしますけども、何しろ財政ばかり言ってもいかんのですけども、財政的なもんもでございます。やっぱり私も重々子育ての大切

さ、それから親のいろいろ不安、悩み、こういうこともあるということ存じておりますもんですから、何とかしたいというふうには考えております。

再三保健センターにそれができないかと、持ってくることはできないかというようなことも保健センターとも話しますけども、やはり保健センターは保健センターでそれぞれの部屋の使用目的なり、頻度もかなりございますもんですから、ちょっとそれは無理ですよというようなことを言われております。別にどこかに新しく広々とできたらいいとは思いますが、先ほども申しましたようにこれは図書館もまさにそうでございます。私もどうかしたい部分の一つでございますから、その辺とも財政的な関連もございますので、考え合わせたいなというふうには思っております。

それからもう一つ、保健センターで何とか親子の幼児のちょっと、時間をおいたびよびよクラブじゃないけども、何かその2つの取り組みがあつてということを知って私もこの前行きまして、お母さん方にもとにかく子育て大切だからしっかりやってくださいというようなお願いはしてきております。そういうことで、取り組んでいきたいというふうに思います。

議長（酒井恵明君）

大山議員。

1番（大山勝代君）（登壇）

佐賀県の市については多分もうできてると思いますので、町10町ありますけども、児童館と支援センターを持たないところをお教え願えますか。

議長（酒井恵明君）

こども課長。

こども課長（内山敏行君）（登壇）

今言われました児童館、それから児童センターという……（「支援センター」と呼ぶ者あり）そういう名前です。ちょっと県のほうから資料をいただいております。児童館のほうにつきましては、先ほど言われましたように県内は6市で21カ所開設されております。それから、町段階では元川副町とか東与賀町があつたんですが、これが佐賀市のほうに行っておりますので、3町5館にあります。それ以外にはないということで、ちょっと逆の答えになりますが、町段階では3町5館、玄海町、太良町、吉野ヶ里町にそれぞれ5館ございます。

それから、子育て支援センター、地域子育て支援センター、県のほうが補助事業で行っております分ですけれども、これは町の段階では吉野ヶ里町と上峰町と白石町が県のほうに登

録して行っております。地域子育て支援センターの開設は吉野ヶ里町、上峰町、白石町でございます。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

大山議員。

1番（大山勝代君）（登壇）

ありがとうございました。私も例えば吉野ヶ里町などに行って、今から勉強させてもらいたいと思います。厳しい財政の中で、子育て支援のためにやはり目に見える形での実現してほしいものがあります。町民の期待にこたえてくださるように要望して私の質問を終わります。

議長（酒井恵明君）

以上で大山勝代議員の一般質問を終わります。

ここで、午後1時まで休憩いたします。

～午前11時59分 休憩～

～午後1時 再開～

議長（酒井恵明君）

会議を再開いたします。

これより、鳥飼勝美議員の一般質問を行います。鳥飼議員。

4番（鳥飼勝美君）（登壇）

皆さん、こんにちは。4番議員の鳥飼でございます。

通告に従いまして、私は3点の問題について質問いたします。

1つは基山町の附属機関の委員の委嘱について、2つ目は指定管理者制度、3つ目は現在進められております基山町史の編さんに関してでございます。

まず第1に、基山町の附属機関の委員について質問いたします。

基山町の執行機関としては、地方自治法第138条の4の規定により町長のほか、委員会または委員を置くと規定されております。基山町には教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会の執行機関を置くと法律上規定されております。また、これら町長、その機関の附属機関として審議会、調査会等を置くことができますとなっております。

そこで、これら町長各委員会の執行機関に置く審議会等の委員の就任については、法令により定められておりますが、監査委員については地方自治法196条、民生委員、推薦委員については、民生委員法第8条第2項、都市計画審議会委員については都市計画審議会の組織及び運営の基準を定める政令第3条、青少年問題協議会委員については地方青少年問題協議会法第3条の規定により、委員に議員が就任することが法律上定められております。その他の審議会委員等への議員の就任については、法令上の規定は存在しないところでございます。

そこで、町長などの執行機関は、その機関の事務について調査研究のため、例えば基山町総合計画審議会を初めとして各種の審議会、委員会等が設置されておるところです。現在、この町長並びに執行機関の審議会の約15の審議会に基山町議会議員が現在就任している状況でございます。

私は町長がこの町長の執行機関の諮問機関の委員に議員を委嘱していることに関して疑問を感じ得ないところでございます。その理由としては、地方自治法上の議会と町長との関係においてであります。議会は町長が提出した議案等を通して町政の基本的な方針を決定し、町長の町政運営が適正かどうかをチェックし、町長は議会の決定に基づいて町政を進めていくという、議会と執行部が相互に牽制しながら均衡のとれた町政運営を行うという二元代表制をとる地方自治法の趣旨からして問題があると考えます。

町長の諮問機関としての審議会委員に執行機関を管理しチェックする立場の議員が委員に就任することに対して非常に疑義があると考えますが、このことを踏まえて次の項目について質問いたします。

(1)附属機関の委員の委嘱について。

ア、条例、規則、要綱等により設置された附属機関の数と昨年度の開催状況は。

イ、附属機関の整理統合の検討はなされているか。

(2)附属機関の委員への議員の委嘱について。

議員の委嘱についての町長の基本的な考えは。

ア、近隣市町の議員の委嘱状況は。

ウ、4つの法定審議会等を除き、議員の委嘱は原則禁止にすべきでは。

エ、基山町まちづくり基本条例策定委員会への議員の委嘱は考えているのか。

大きな2番目でございます。指定管理者制度について。

指定管理者制度は公の施設の管理において民間の能力を活用しつつ住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減を図ることを目的とし、さらに法制上指定の手續において公募や選定委員会、議会の議決など競争原理を働かせながら公平性、透明性を担保する手續がとられておるところでございます。

それでは、質問に移ります。

(1)でございます。導入後2年を経過した基山町老人憩いの家の指定管理者制度に際する評価についてでございます。これに関しては、地方自治法第244条の2、第7項で指定管理者は毎年度終了後、事業報告書を町長に提出するように規定されておりますが、この事業報告書による評価はどのようになされたのか。財政面、サービス面の向上をなされたのか。次の項目について質問いたします。

ア、施設運営の効率化及び財政支出の削減は図られたのか。

イ、施設サービス、利用者の増加は図られたのか。

ウ、導入に対しての問題点は何かなかったのか。

(2)今後の指定管理者制度の導入予定についてでございます。

ア、今後の導入対象施設はどの施設か。

イ、導入に対しての問題点と障害はないのか。

ウ、体育施設の指定申請の時期と募集方法は。

エ、体育施設の指定のための評価基準は作成するのか。

オ、体育施設の指定のための選定委員会は設置するのか。また、委員の構成は。

3番目でございます。基山町史編さんについてでございます。

現在の基山町史は今から37年前の昭和46年4月に発行されております。その当時としては貴重な資料として現在まで受け継がれておるところでございます。また、現在平成17年度から22年度までの予定で新しい基山町史の編さん作業が鋭意進められておると思いますが、その進行状況について質問いたします。

(1)平成19年度までの町史編さん策定の経緯と策定費用について。

(2)今後の町史編さんの完成時期と策定予算について。

(3)町民への頒布方法と頒布価格について。

以上、3項目について町長、教育長に対して質問させていただきます。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

まず、私のほうから鳥飼議員の質問にお答え申し上げます。

1の町の附属機関の委員についてでございます。

(1)附属機関の委員の委嘱状況について。

ア、条例、規則、要綱等により設置された附属機関の数と昨年度の開催状況ということでございますけども、附属機関の数は39でございます。昨年度の開催回数は94回でございます。

それから、イの附属機関の整理統廃合の検討はしたかということでございますが、一部内部での検討はしていますが、全体的な検討はしていません。

それから、2の附属機関の委員への議員の委嘱についてでございます。

ア、議員の委嘱についての町長の基本的な考えはということでございますが、基本的には法令審議会等を除き、委員等に委嘱しないほうがよいのではないかと考えております。しかし、いろんな考え方もありますし、これまでの経緯もあり、今後議会とも話し合いをさせていただきたいというふうに思います。

それから、イの近隣市町の議員の委嘱状況はということでございます。佐賀市では、法定で定められた以外では2委員会、鳥栖市、法定で定められた以外は委嘱していないということです。神崎市は法定で定められた以外では19委員会、みやき町は条例等で13委員会、吉野ヶ里町は条例等で14委員会、小都市は法定以外では3委員会ということになっております。

それから、ウの法定審議会等を除き議員の委嘱は原則禁止にすべきではということでございますが、これはアでも申し上げたように法定審議会等を除き議員の皆さん方の委嘱の原則禁止、これは議員さん方とよく検討していきたいというふうに思います。

それから、エの基山町まちづくり基本条例策定委員会への議員の委嘱は考えておるのかということでございますが、考えておりません。

大きな2の指定管理者制度についてでございます。

(1)導入後2年を経過した老人憩いの家の指定管理制度の評価についてということで、アの施設運営の効率化及び財政支出の削減を図れたのかということでございます。これは直営で行うよりも指定管理者による運営が効率的かつ削減が図られているということです。

それから、イの施設サービス、利用者の増加は図られたのかということですが、憩いの家サークル活動、料理教室、レクリエーション導入やボランティアの受け入れ等を行い、憩い

の家だよりや社協だよりで情報提供に努めてまいりました。しかし、新しくサークル活動等で参加されている方は増加はしておりますが、定期的に利用されていた方が入院されたり、転出されたという関係で年間で見ると来館者は減少している状態です。

それから、ウの導入に対して問題点は何かあったのかということですが、公募の結果、現在の社協だけで競争の原理が働かずに実質的な民間導入のメリットが余り得られなかったことが問題点であります。

(2)につきましては、お答えが教育学習関連になると思いますので、教育長のほうよりお答えをいたします。

それから、3の基山町史編さんについても教育委員会のほうから御返答を申し上げます。

議長（酒井恵明君）

教育長。

教育長（松隈亞旗人君）（登壇）

私のほうから、指定管理者制度の(2)と3、基山町史編さん(1)(2)(3)についてお答えをいたします。

まず、(2)今後の指定管理者制度の導入予定について。

ア、今後の導入対象施設はどの施設か。基山町行政改革実施計画にも掲げておりますけれども、町民会館、社会体育施設、いわゆる条例上の体育施設でございますが、この2つを考えております。

導入に対しての問題点と障害はないのか。導入に対しましては、町民会館、体育施設の利用に關しての住民サービスの低下につながらないように配慮をしなければならないと考えております。また、指定管理者を公募するに当たり、公募条件に合う団体等の応募がなければ指定管理者制度は実施できませんので、この点を非常に危惧をしておるところでございます。

体育施設の指定申請の時期と応募方法はということですが、現在募集要項等の内容について検討を行っております。最終的な募集要項を作成し、本年度の9月をめどに指定管理者の募集を行いたいと考えております。

また、募集の方法につきましては、告示、広報、ホームページ等への記載なども考えておるところでございます。

エ、体育施設の指定のための評価基準は作成するのか。選定方法につきましては、プロポーザル方式をとりたいと思います。第1次審査書類審査と、第2次審査プレゼンテーション

審査を実施し、指定管理者選定を行いたいと考えます。

オ、体育施設の指定のための選定委員会は設置するのか。また、委員の構成はいかなものか。体育施設における指定管理者の選定のための選定委員会につきましては、基山町体育施設の関連に関する条例、施行規則に基づき選定委員会を設置いたします。その委員の構成につきましては、現在検討いたしているところでございます。

大きい3番ですが、基山町史編さんについて。

(1)平成19年度までの町史編さん策定の経緯と策定費用について。本町には先ほど議員が申されましたように昭和46年に発行した基山町史がございます。36年が経過しており、この間新たに多くの資料も発見されたところであります。また、近年の都市化により、町の様子も随分大きく変化し、それとともに貴重な歴史的文化的資料が次第に失われつつあります。このような状況の中で本町の歩みと今を記録し、今後のまちづくりに生かしていくことを目的として、平成17年度よりこの編さんについて取り組んでいるところでございます。

費用は19年度末で23,273,298円でございます。その内訳でございますが、17年度5,506,200円、18年度9,912千円、19年度7,855,098円、かようになっております。

(2)今後の町史編さんの完成時期と策定予算について。平成17年度から平成22年までの計画で現在作成に向け努力をしているところでございますが、今のまま進んでいけば、歴史を通した遍、通史編は平成21年9月末完成の予定です。なお、それに付随して資料編が平成22年1月末完成と考えております。通史編上下、それから資料編1冊の3点セットになるかと思っております。なお、費用につきましては、平成17年度に計画したとおり78,113,700円でございます。

町民への頒布方法と頒布価格についてでございますが、町民の皆様への周知につきましては、広報、また各種会議、団体長会議、委員会等で逐一宣伝を行っていきたいと思います。町民の入手希望者に対しましては、入手しやすい方法を検討したいと考えております。なお、価格につきましては、近隣市町との価格例を参考にしながら、今後編さん委員会の意見を聞いた上で決定をしたいと思っております。

議長（酒井恵明君）

鳥飼議員。

4番（鳥飼勝美君）（登壇）

それでは、2回目の質問に入らせていただきます。

まず、附属機関の委員につきましての委嘱状況につきましてでございますけど、39あるということで、延べ開催回数は94回と。2.3回に少し少ないようでございますけど、この現在39ある附属機関のうち、昨年度に一回も開催されなかった審議会は何、幾つの附属機関があったのか。

またそれと、午前中の大山議員からもありましたけど、重複されて委員に委嘱されておる方は何名か、そこまで数字的に何名かわかりませんが。それじゃあ、いいですけど、重複のほうも相当あると思いますけど、その辺わかる範囲で結構ですので、開催されなかった審議会、特に開催する必要がないような審議会等もあると思いますけど、その辺についてお尋ねします。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）（登壇）

39附属機関の中で、開催されていない審議会等が15ございます。それで、申しわけございませんけど、重複されてる委員さんの数は、申しわけございません、把握をしておりません。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

鳥飼議員。

4番（鳥飼勝美君）（登壇）

そのスポットといいますか、その時期時期で審議会も開催があつて、毎年開催されないケースもあると思います。特に午前中の大山議員もおっしゃってましたけど、今後の重複関係、今後の委嘱についても一応考慮していただきたいと思います。

それと次に、イの附属機関の整理統合の件でございます。これ行政改革の実施計画等にも入ってなかったとは思いますが、よその市町村におきましてもいろんな審議会等についての整理統合が進められておると思いますけど、今後町として重複した職務内容の審議会等があると思いますので、そういうのを精査して2つを1つの審議会として開催するなり、そういう方向性が私は必要ではないかと思っておりますけど、その辺について御見解をお願いします。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）（登壇）

この件に関しましては、今回鳥飼議員の一般質問が出た段階で私もいろいろと調査をしてみました。その中におきましては、やはりさっきもゼロ回のが15あったように、中身をよく精査すると、今事業を行ってないで名前だけが上がっているような審議会等、委員会等もあるみたいでございます。それで、まずはこの非常勤特別職の欄に上がっている分の各委員会等を各課でよく精査をしまして、その後一緒にするものは一緒にする、なくすものはもうないものはないもので整理を今後していきたいと思っております。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

鳥飼議員。

4番（鳥飼勝美君）（登壇）

ひとつ強く要望いたしておきます。

それと2番目でございます。附属機関の委員への議員の委嘱についてと、私も非常に質問しにくい問題もはらんでおるわけでございますけど、私の考え、昔からといいますか前から考えとったことの一部でもありますので、質問させていただきたいと思います。

町長のほうから議員の委嘱については、委嘱しないほうがよいのではないかと考えているという御発言というか御回答をいただいております。

これにつきましては、地方公共団体の中でもいろいろあると思えますけど、イとの絡みでアとイと一緒に質問させていただきますけど。私が先ほど質問の最初に冒頭に申し上げましたように、議会の議員という町長の執行機関をチェックする立場の議員が町長なり委員会の一つのセクションである中の附属機関の委員として中に入って発言するということは、議員みずからの審議権もみずから途絶えてしまう問題をはらんでいるんじゃないかというふうに思っておるわけでございます。

町長はそういうふうに委嘱しないほうがよいのではないかというふうな難しいっていいですか、そういう発言をされてますけど、そもそもこの委嘱行為というのは町長にしかないわけです。条例改正なり、法律で言えば4つ、議員はそういう機関に入っていいということになってますけど、そのほかについては条例で定めてされたり、要綱なり規則とかであります。

町長が委嘱してやるから仕方なく議員が出ているのか、議員が出たほうがいいのか、そういうことがあると思いますが、この件につきまして私の耳にしたところによりますと、全国

議会議長会から提言なりが出ておるといふうに聞いておりますので、局長、その辺がわかりましたら回答いただきたいと思います。

議長（酒井恵明君）

局長。

事務局長（宮原 昭君）（登壇）

鳥飼議員の質問にお答えいたします。委員会に議員さんは原則委員会に所属は禁止すべきではないかというふうなことの質問だと思います。

これは平成18年4月に最終報告ということで上がっております。これは分権時代に対応した新たな町村議会の活性化方策ということで、あるべき議会像を求めてということで、これは第2次町村議会活性化研究会というところからの最終報告が出されております。その中で上がっておりますのが、附属機関等への参画ということで提言がされております。これをちょっと読み上げていきたいと思います。

議会と町の対立、並立を前提とする二元代表制の下には、町の指揮下にある各種審議会等附属機関への議員の委員としての参加は極力控え、法定参加もその必要性を見直して不要なものは廃止を求めるといふうな提言がこの中ではなされております。

理由といいますか、その下に書いてある文言といたしましては、町の側から見れば、議案提出に先立って議員の了解を取りつけられ、議員のほうにも個人としての限界からの情報、資料の入手等が容易との意識があると。これにより、議案の審議に遠慮が働き、修正等の提案がしにくくなるのは否めないというふうなことが書かれております。

それと、情報、資料の入手は参加した議員だけでなく全員により協議されるためには、町村長に本議会で報告を求めるほうがよいというふうなことで上がっております。

それともう一つは、それと関連してということで、法定参加についても全面的に見直し、必要最小限まで縮小を図るべきであるというふうな、これはこの委員会の提言ということで出されております。

これに基づきまして、町村議会の全国の組織のほうでは、町村議会の制度運営に関する検討委員会というものを立ち上げられまして、19年度に立ち上げられまして、これ20年度2月に実際立ち上げられておりますけど、その中には検討事項ということで地方分権を推し進めるに当たり、町村議会として制度運営面で早急に講ずるべき施策ということで現在協議、検討がされているというふうに聞いております。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

鳥飼議員。

4番（鳥飼勝美君）（登壇）

局長、ありがとうございました。全国的な流れとしては、これを法定委員会、先ほど言いました4つの委員会も現実には議員がなっていない市町村もあるようですもんね。法律では議員がなるというけど実質上はなっていないとか、そういうふうに聞いたこともありますし、この後、それも含めて見直しがされるというふう聞いております。

これについても、私のような1回生議員がこう質問するあれではなく、今後議会等も議員の中でもこれは当然議会みずから考えていかなければならないことだと思っております。町長の執行権の問題と議会の権限との兼ね合いや、これまでの経過等も考えて、いろんな問題があると思います。

しかし、先ほど町長の回答にイのほうでありましたけど、鳥栖市については全く法定委員会のみしか議員は委員会に入っていない。ということは、その辺の詳しいことは必要ございませんけど、どういうこの考えというのは、総務課長にわかる範囲で結構ですけど、こういう流れの中でのこういう話があったのか、その辺わかったら教えてください。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）（登壇）

その辺の詳しい流れはちょっとよく聞いておりませんが、多分今局長が答えたような流れに沿ってなってきたものと私は理解しております。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

鳥飼議員。

4番（鳥飼勝美君）（登壇）

いろいろ難しい問題もあると思いますが、今後の流れ、今までの経過とかいろんな問題もあると思います。一朝一夕にはできないとは思いますが、今後住民の負託にこたえられるような議会活動なりの中で、町長がこれまで議会の議員も入れとったほうが審議会もよかばいというふうな面もあったらうし、議会も入りたかったという面もそりゃああると思いま

す。それはそれとして、今後の地方分権時代の議会運営、町長と執行機関と議会との関係等も含めまして、この際私としてはこの委員会の委員について議員みずからでも委嘱を辞退といたしますか、委嘱された後、そういうことについても十分検討していかなければならないと思っております。

それで、エでございます。もう新しく基山町まちづくり基本策定委員会への議員の委嘱は議員は考えておりませんということですけど、この点については先ほど町長の答弁のような余り好ましいと思っていないという観点からなされたのか、この業務が議会議員を入れる性格のものではないとされたのか、その辺についてお伺いします。

議長（酒井恵明君）

企画政策課長。

企画政策課長（小野龍雄君）（登壇）

うちの事務レベルの検討につきましては、入って審議していただくことも重要ではないかと考えましたが、条例を議案として提出し審査していただくことを考慮すれば、入られないことのほうが適切ではないかと考えました。

議長（酒井恵明君）

鳥飼議員。

4番（鳥飼勝美君）（登壇）

この附属機関のエについてでございます。こういうケースが1つありますので、この件についてもう一つでございますけど。今教育委員会所管の中に基山町育英資金運用委員会というのがございます。この運用委員会、先ほどの附属機関39の中の一つですけど、この中で条例の中に教育委員会の育英資金運用委員会の中に委員5名を置くと。で、議員が2名、学識経験者2名、教育長1名、合計5名とするというふうで、はっきり言いまして議会議員私と大山議員が委員に入っておるわけでございますけど、なっとるわけです。その条例の中に議員って載っているわけです。だから、先ほどの見直しというのは当然条例改正が相当15ぐらいありますから、条例に基づいて議員を指名しているとか規定しているもんが、私が調べたところ15ぐらいありますから、条例改正が、もしなれば出てくると思います。

ほかには要綱とかほかの面もありますけど、その中で、この特に私がびっくりしたのは、育英資金運用委員会の中にはもう一つ、教育長を除く4名は議会の同意が入ると、そこまで規定しているわけなんです。ほかのはそういうのは監査委員さんとか、ほかの委員さんは当

然法令上ありますけど、この条例の中でこれだけ重要な育英資金っていうふうな業務で当然考えられると思いますけど、この件で私も今回1回ですか、委員会に出席しましたけど、この業務内容につきましては、育英資金の貸し付け、高校生、大学生たちの貸付金の公平で公正に審査するというふうな事務でございますので、私としてはこの条例に議会の同意まで得て議員になる必要がないんじゃないかというふうに感じておりますけど、教育長さん、その辺について御見解をお願いします。

議長（酒井恵明君）

教育長。

教育長（松隈亞旗人君）（登壇）

突然お尋ねになりましたも、ちょっと考えまともりませんが、仕事の内容自体はそんなに難しいものじゃございませんので、私も今そこページめくりよりしましたら、議会の同意が要るということが書いてあって、そのほかにも幾つかあります、議会の同意を得るものが。そこまでの必要があるかなということに関しましては、議員の御意見と同じでございます。

議長（酒井恵明君）

鳥飼議員。

4番（鳥飼勝美君）（登壇）

それでは、1番の項目の質問は終わらせていただきます。

指定管理者制度についてでございます、2番目。

憩いの家と水車精米所ともう一つあったですね、（「ちぎりの里」と呼ぶ者あり）ちぎりの里、これが非常に法律上早くしなければならぬということで指定管理者制度を導入されておりますけど、先ほどの町長の御答弁では非常に効率的削減が図られてると、希望的観測で非常に喜ばしいことですが、実際どのような効率かつ削減が図られたのか、ここで将来の体育施設等もありますので、どういう面がよかったか、その辺についてよろしく申し上げます。

議長（酒井恵明君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（岩坂唯宜君）（登壇）

憩いの家につきましては平成18年度から指定管理者制度を設けさせていただいておりますが、非常に効率が上がったという回答を町長のほうからさせていただいておりますが、いわ

ゆる今までその以前の17年度までの委託状況とはっきり言って余り変わっておりません。ただ、これを御指摘のとおり直営ですか、指定管理者ですかという二者選択をした場合につきましては、やはり直営ですれば当然まだまだいろんな費用がかかるだろうということで、それと対比をいたしますと当然削減をされているものというふうに考えております。

ただ、委託の額につきましては、17年度までにつきましては、当指定管理者制度になりましたの額といたしましては200千円程度削減になっておりますけれども、相対的には大きな変化はございません。

議長（酒井恵明君）

鳥飼議員。

4番（鳥飼勝美君）（登壇）

ですね、ほとんど変わっていないということだろうと思います。指定管理者等外郭団体に委託したというふうなことだと思います。それでも、今後の問題点といたしまして、来館者の増加とかそういう面の努力が必要だと思います。社会福祉協議会が独占的に、もう社会福祉協議会しか指定管理を受けるところがなかったと、1社しかなかったということですか、そこだけもう一回お願いします。

議長（酒井恵明君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（岩坂唯宜君）（登壇）

公募の結果、最終的には現在の社協だけの応募しかなかったということでございますので、町長のほうからも回答ありましたとおり競争の原理がまず働かなかったと。それと、本来からいいます民間、そういう応募がなかったということでございます。

議長（酒井恵明君）

鳥飼議員。

4番（鳥飼勝美君）（登壇）

今後とも今の施設で民間の参入というのは、もうちょっと私も考えられないんじゃないかと思っております、本来の指定管理者制度とも民間参入、民間のサービス等とはちょっとほど遠いといえますか、そういう感じにはなるかと思えます。

そこで、(2)に入りますけど、今後の導入予定というのが体育館、町民会館というふうに先ほど教育長のほうから御回答がありましたけど、私はこれは憩いの家と違ってやり方とい

いますか、いろんな方法にすれば民間原理といいますか、民間の業者、株式会社を含めてそういうところに公募の仕方もういろいろあると思いますけど、教育委員会としては、これについては民間業者っていいですか、それを想定に入れた募集、公募等は当然つくられると思うんですけど、現時点での問い合わせということはないでしょうけど、民間からの参入予定者とかそういうことについての担当課長に入っている情報といいますか、業者名とか要りませんが、全然問い合わせとか全く民間等についてはあっておりませんか。

議長（酒井恵明君）

教育長。

教育長（松隈亞旗人君）（登壇）

聞いたところによりますと、2社ほど 企業体の大きさはわかりません ちょっと見学に来られたと、そういう情報はあります。ただ、この公募の仕方、議員おっしゃったとおりでございますが、今検討中でございます、どのようにするかは。物すごく大きい会社が来まして、その下請の下請ぐらいがどおんと持っていったんじゃあ、ちょっと問題があるかなと。やはり基山町の中、この体育館、町民会館もある程度熟知したところの一つの業者さんが受けていただくような格好になるのが一番最適だと思っておりますが。

以上です。

議長（酒井恵明君）

鳥飼議員。

4番（鳥飼勝美君）（登壇）

民間会社もなかなか難しいと思うんです。で、その民間会社も来ていただいて、それでより一層することもいいですけど、私個人的にはその民間会社でそういう優秀で、そういう募集条件によって住民サービスができるようないろんな選定委員会の中で検討されていいというのはいいですけど、私は特に町民会館、いろんなサークルとか文化協会とかいろんな活動されております。私はああいう施設は支援団体といいますか、いつも利用されていらっしゃる方たちの使いやすいというか、そういう意味で基山町の外郭団体的なそういう団体、はっきり言って文化協会とかいろんなあると思いますけど、そういうことについてはこれは必ずしもできないということじゃ法律上はないとは思いますが、その外郭団体等も含めた応募とかも考慮といいますか、考えとしてはございますでしょうか。

議長（酒井恵明君）

教育学習課長。

教育学習課長（古賀芳博君）（登壇）

今議員から質問がありましたその件につきましては、当然外郭団体を持っております体育協会とか文化協会を持っておりますので、その方々が申し出があればそういうのは考えていきたいと思っております。

議長（酒井恵明君）

鳥飼議員。

4番（鳥飼勝美君）（登壇）

この指定管理者制度において一番問題なのは、一つの株式会社なり業者なりそういう団体をもし決定するとき、これは住民の方から見て公平公正な基準を、基準といいますか、選定をしなければならぬと思うわけです。

そのためにはこれは非常に難しい評価基準といいますか、内容等が相当よその先例等を見るとあります。こういう選定の評価基準を作成されるのはだれで、その評価基準の策定委員会とか専門家等を交えた委員会等を設置されて評価基準等をつくって、その評価基準の一覧表をもって選定委員会にかけるといふことが必要だと思いますけど、その選定委員会に上げても、選定委員会の中でそういう資料が公平な判断材料としての評価基準を作成しないとできませんけど、その評価基準とはどういうものかを作成するための作成基準をつくるための委員かといいますか、それに専門的な人たちが入っていないと難しいと思うんです。その辺はどういうふうに関係基準を作成するための基準づくりには専門家を入れられますか。

議長（酒井恵明君）

教育学習課長。

教育学習課長（古賀芳博君）（登壇）

選定委員につきましては熟知をしていなければいけないと思いますけど、今のところそういうふうな関係を当たっております。一応庁舎内でもそういうことで、まず庁舎内でそういう選定委員を設定して、その中からまたそういう専門的なことを知っている方等を考えていきたいと思っております。

議長（酒井恵明君）

鳥飼議員。

4番（鳥飼勝美君）（登壇）

課長の答弁は選定委員会をしてその中から専門的なのということでしょうけど、これは私の考えですけど、選定委員会をしてもその土台としてのどういう内容で事業報告、経理状態、その会社がどこかと、何点、何点、何点かと、その会社が。そういうことについて評価基準をつくらないと選定委員会には上げられないと思うんです。ですから、その評価基準を作成するのが非常に膨大な事務量といいますか、内容が詳しく指定管理施設の内容を十分応募者にもわかったこと出さないと、後で契約したけど、もうどうにもならないわというふうになりますので、要望でございますけど、その選定委員会は当然ですけど、選定委員会をする点数を出す前の評価を十分検討していただきたいと要望いたしておきます。

それじゃあ、3番目でございます。基山町史についてでございます。

基山町史37年前ので、私も一日も早く発行されるのを待っておるところでございますけど、今の教育長の答弁では21年9月に通史編が完成ということでございます。これは私も基山町史を37年ぶりにつくるのが目的ではないとは教育長、そのように当然思っちゃると思います。つくるのが目的ではなくて、これ広く町民なり関係者の方に見ていただいて触れていただいて基山町の過去、現在、未来についてのそういう啓発とかそういうのになればと思うわけでございます。これからも鋭意努力されて親しみやすい基山町史を作成していただきたいと強く要望しまして、私の質問を終わらせていただきます。

議長（酒井恵明君）

以上で鳥飼議員の一般質問を終わります。

ここで、2時まで休憩いたします。

～午後1時50分 休憩～

～午後2時 再開～

議長（酒井恵明君）

会議を再開します。

次に、重松一徳議員の一般質問を行います。重松議員。

2番（重松一徳君）（登壇）

大変お疲れさまです。2番議員の重松です。よろしくお願いいたします。

第1回定例議会で町長の所信について伺いました。その最後の項目で、今後4年間の具体的なまちづくりの中で障害のある人や高齢者、子供たちが安心して暮らせるまちづくりを今後どのように進めるのかと質問いたしました。

町長の答弁は、町民全体が立場の弱い人を支え合って、みんなが幸せになるということが願いであり、そういう町をつくろうというみんなの気持ちが必要だと回答されました。大変抽象的な回答ですが、大事なことだろうと思っています。そして、この町長の気持ちが現在進められているまちづくり基本条例の策定作業に反映されればと思っています。この町長の気持ち、答弁を踏まえまして3月議会で時間の関係で質問できなかった項目について、まず最初に質問いたします。

まず、住みよいまちづくりについてお伺いいたします。

基山駅前広場整備工事が行われ、駅前歩道に視覚障害者誘導ブロック、通称点字ブロックが設置されています。この点字ブロックが敷地側、宅地側境界から60cmしか離れていませんが、私はこの60cmが余りにも狭過ぎると思っています。

そこで、設置基準はどのようになっているのかお伺いいたします。

また、バリアフリー化を今後どのように進めていこうとしているのか質問いたします。

高齢化が進む中で町内でも電動車いす、通称シニアカーが大変利用されています。予算の関係もありますが、バリアフリー化の全体計画はどのようになっているのか説明をお願いいたします。

次に、環境問題について質問いたします。

町長は、選挙公約にも自然豊かな基山町の環境を守るために重点的に述べられています。環境を守るということは、日々の努力の積み重ねが必要であり、それこそ協働が大変重要になります。また、環境を守るために建設した施設が結果として環境を破壊するという事例もあります。今後基山町としてどのように環境を守っていくのか、含めて質問いたします。

第1に、4月に稼働しましたごみ焼却施設、クリーンヒル宝満について伺います。

昨年12月議会でも質問いたしましたが、改めて質問いたします。

建設費に熱回収施設は10,389,260千円、リサイクルセンターに1,771,190千円、総額12,160,450千円をかけて建設しました。この両施設の委託金額、契約金額と契約期間はどのようになっているのでしょうか。

また、旧施設宝満環境センターと新施設クリーンヒル宝満処理施設を比較して、ごみ1t当たりの処理費用はどのようになったのでしょうか。

次に、新施設クリーンヒル宝満は、高温ガス化直接溶融システムで熱回収施設が別物施設です。この余熱利用の発電効果、余剰電気の売電の経済効果はどれくらいあったのでしょうか。

か。

また、当初の設計段階と今日の原油高を比較して、どれぐらいの影響があるのか、また回答をお願いいたします。

そして今回、ごみの直接搬入料金も改定されました。料金改定により搬入量に変化はあったのでしょうか。まだ稼働して2カ月しかたっていませんが、回答をぜひお願いいたします。

次に、リサイクルについて質問いたします。

リサイクルセンターが新施設になり、今後より一層リサイクルが資源の有効活用とごみの減量化とあわせて進められると思います。そのような中で、リサイクル資源の海外流出が問題になっています。古紙、鉄くずが大量に海外、特に中国に輸出されているという現状がマスコミでも取り上げられています。

そこで、質問ですが、古紙、ペットボトル、空き缶等リサイクル品の改修後の流れはどのようになっているのでしょうか。今年度、予算算入にリサイクル回収売上金が2,373千円計上されていますが、具体的に販売価格はどのようになっているのでしょうか。

当然、リサイクルは住民全体の協力なしでは進みません。そのためにも分別収集の細分化に進めるべきと思います。特にアルミ缶収集は子供クラブや老人クラブ、またさまざまな団体が活動資金にするために収集されていますが、町の空き缶収集袋はスチール缶、アルミ缶、合同の袋です。分別収集をするためにも今後分けるべきではないかと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

次に、エネルギー問題について質問いたします。

昨年度、7,920千円の予算を組んで基山町地域新エネルギー、省エネルギービジョン策定事業を行い、報告書も発行されました。この策定事業を今後どのように活用していくのか、まずお伺いいたします。

次の質問の具体的に二酸化炭素を削減をどのように進めていくのかという質問に対しましては、私自身今後十分勉強をしていきたいというふうに思いますので、この質問については削除させていただきます。

環境問題の最後の質問になりますが、林議員も質問されましたが、今年度から佐賀県は森林環境税を設けましたが、町内の森林環境保護にどのように活用するのか、また回答をお願いいたします。

そして、環境を守っていくために環境基本条例の策定の計画があるのか質問いたしまして、

次に入ります。

公害問題についてお伺いいたします。

環境を守るためには公害をまず出さない施策が必要なのが当然ですが、公害の定義は大変多岐にわたり、また難しく、私たち人間が生きていくために生産活動を行えば、片方で公害が発生するという問題があります。しかし、公害撲滅をしなければ地球の将来はないと言われるまでに地球的規模で問題になっているのが現状です。基山町内でできる公害対策をきちんと行うということを要望いたしまして質問いたします。

まず、基山町公害防止対策協議会設置について質問いたしておりますけども、この質問に対しましても私も今後十分勉強を行いたいというふうに思いますので、質問事項から削除させていただきます。

公害対策や産業廃棄物不法投棄対策がそれぞれ独自に設置されている区がありますが、その区について町のかかわりはどのようになっているのか説明をお願いいたします。

最後に、5月27日に基山町内でも光化学スモッグ注意報が発令されました。1973年の観測以来初めて警報が発令されたわけですけども、町内の大気、水質汚染観測はどのようになっているのかお伺いいたしまして、1回目の質問を終わります。よろしくお伺いいたします。

議長（酒井恵明君）

答弁を受ける前に、質問事項の大きい2の(3)のイ、具体的に二酸化炭素削減をどう進めるのかということを取り下げされております。

それから、質問事項の大きい3の(1)基山町公害防止対策協議会の過去5年間の開催数と開催に至った経緯はどうなっているのかという項目を取り下げられますので、皆さん方に御報告しときます。

ということで、答弁のほどお願いします。町長。

町長（小森純一君）（登壇）

お答えをいたします。

まず、1の一般行政についてということ。(1)の住みよいまちづくりについて。アの視覚障害者誘導ブロック設置基準はどのようになっているかということでございますけども、視覚障害者誘導用ブロックの配置につきましては、原則として有識者、関係団体、福祉関連に携わる専門家、行政担当者等による道路空間のユニバーサルデザインを考える懇談会より作成された道路の移動円滑化整備ガイドラインに沿って設置するものとされております。視覚

障害者の利便性の向上を図るために、視覚障害者の歩行上必要な位置に現地での確認が容易で、しかも覚えやすい方法で設置しなければなりません。

それから、イのバリアフリー化を今後どのように進めるのかということですが、安全で快適な歩行空間の形成のため、道路や公園を初め多くの人を訪れる施設では、すべての人が安全で安心して利用できるようバリアフリー化を進めなければならないと考えております。

交通バリアフリー法が施行され、歩道の拡幅や路面構造の改善、その他移動円滑化のために道路改修が必要になっています。しかし、すべての町道を短期間に整備することは難しいので、長期的、計画的に整備していかなければならないと考えます。

現在、歩行者などの安全面に重点を置いた道路の整備拡充を推進しております。道路幅員の拡幅や側溝の整備、凹凸の解消、危険箇所の改良、そして舗装補修などを施工していきます。

2の環境問題についてでございます。

(1)クリーンヒル宝満についてと。アの委託金額、契約金額、契約期間はどのようになったのかということでございます。

熱回収施設につきましては、委託金額1,839,600千円で、契約期間は平成20年4月から3年間包括契約しております。

次に、リサイクル施設におきましては、492,975千円で、平成20年4月から、これも3年間包括契約をしております。

イの旧宝満環境センター、そして新クリーンヒル宝満焼却施設を比較して、ごみ1t当たりの処理費はどのようになったのかということですが、旧宝満環境センターの焼却施設部分につきましては約11,946円で、粗大、缶、瓶選別施設部分につきましては33,181円になっております。

次に、新クリーンヒル宝満の熱回収施設部分につきましては約16,716円で、リサイクル施設部分につきましては約38,379円となっております。

ウの余熱利用による発電の経済効果、充電はどれくらいあったのかということですが、供用開始後2カ月たった段階での実績であります。4月の経済効果として3,500千円程度となっているようでございます。

それから、エの当初の設計段階と比較して今日の原油高の影響はどれくらいあるのかということですが、施設に直接影響があるのはコークスの価格で現在はかなりの割高になってお

りますが、委託会社等は3年の長期包括委託契約、コークス費を含むとなっており、その契約の中で価格上昇の分も吸収する使用約款となっております。

オの直接搬入料金の改定により搬入量に変化はあったのかということですが、昨年4月5,223台、ことしの4月4,161台と20.33%の減となっております。また、基山町の4月、5月の比較をいたしますと、搬入量で3.59%の減となっております。

(2)リサイクルについてでございます。

アの古紙、ペットボトル、空き缶等リサイクル品の回収後の流れはどうなっているのかと、また販売価格はどうなっているのかというお尋ねでございます。

基山町では、新聞、チラシ、雑誌類、段ボールは回収後、直接古紙再資源化業者に搬入後、国内の製紙工場へ出荷されております。売却価格は、新聞、チラシ、キログラム当たり3円、段ボール、キログラム当たり2円で、雑誌類は無料引き取りでございます。

ペットボトルは回収後、再資源化業者に搬入後、中間処理、洗浄、破碎をして、国内の原料取り扱い業者へ出荷されております。売却単価はキログラム当たり33.3円ということです。

食品トレイは回収後、エフピコが、運賃料は必要でございますけれども、無料回収をしておるとのことでございます。

それから、イの分別収集の細分化を進めるべきではないか。特に空き缶回収で、アルミ、スチール缶の分別収集をするべきではないかということですが、現在の分別収集品目は定期収集で10品目、可燃、不燃、空き缶、空き瓶、ペットボトル、新聞、雑誌類、段ボール、古着、粗大ごみでございます。拠点回収としまして、各公民館等で3品目、乾電池、トレイ、紙パック。役場で2品目、食用廃油、蛍光灯の合わせて15品目の分別収集を行っており、これ以上の細分化は今のところ考えていません。

アルミ缶、スチール缶の分別については、クリーンヒル宝満に搬入後分別を行っており、町独自で分別する予定はございません。

それから、森林保全についてでよろしゅうございますか。

アの森林環境税を町内の新環境保護にどのように活用するのかということですが、森林環境税の中で、佐賀の森林再生事業の趣旨、目的が水源の涵養や土砂災害の防止等のさまざまな公益的機能の発揮が期待されるよう重要な森林のうち……

議長（酒井恵明君）

町長、とまって。（「エネルギー問題の……」と呼ぶ者あり）(3)エネルギー……（「エ

エネルギー事業策定の関係については回答をお願いします」と呼ぶ者あり)

町長(小森純一君)続

エネルギーの……

議長(酒井恵明君)

(3)のアは残っているんですよ。質問残っている。

町長(小森純一君)続

アは残ってる。

議長(酒井恵明君)

イが取り下げです。

町長(小森純一君)続

失礼しました。イがないんですか、はい。

失礼しました。(3)のエネルギーについて、アの基山町地域新エネルギー、省エネルギービジョン策定事業を今後どのように活用するのかということでございます。

平成19年度の基山町地域新エネルギービジョン策定等事業により、町内に賦存するエネルギーの特性を把握し、実現に向けた計画的かつ効率的な導入の方向性を定め、地域から積極的に取り組むことを目的にしながら策定をいたしました。

その中で、基山町は公共施設の太陽光発電導入や、ハイブリッド街路灯や太陽光、風力発電を用いた街路灯の導入、木質バイオマスやバイオディーゼル燃料やクリーンエネルギー自動車の導入等が考えられ、まず建設中の基山小学校への太陽光発電システム導入を図り、生徒への新エネルギーに対する活用と普及啓発を行います。

イはよろしゅうございますね。(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、森林環境税でございますけども、森林環境税の中で佐賀森林の再生事業の趣旨が水源の涵養や土砂災害の防止等のさまざまな公益的機能の発揮が期待される重要な森林、農地、荒廃した森林、またはそのおそれがある森林について、市町による公有化を進め、適切な森林管理を図ることにより住民の安全で安心した暮らしを守るなど、森林の公益的機能の維持増進を図っておりますので、今後関係者に趣旨のお知らせを行い、森林環境保護に努めていきたいと思っております。

それから、(5)の環境基本条例策定の計画はということでございますけども、第4次基山町総合計画の環境行動の推進の中で、環境基本条例を策定しますと掲げておりますので、ま

ずは役場の地球温暖化に対する行動計画を策定いたし、4月から取り組んでおります。

また、環境基本条例につきましては、策定に向け検討をしていきます。

それから、公害問題の(2)公害対策や産業廃棄物不法廃棄対策を区独自で設置している区があるが、それについて町のかかわりはどうなっておるのかということでございますが、要請があれば職員の派遣や情報の提供を行っておるということです。平成19年度実績としましては、職員派遣、7区公害対策委員会、5月にガソリンスタンドの巡回、9月に工場排水調査、4事業所、3月に学習会を行っております。

(3)の町の大気、水質汚染観察はどのようにされておるかということですが、平成19年度実績としまして、町の実施状況でございますが、河川水調査を13地点で年4回やっております。それから、工場排水調査を11事業所で年6回やっております。それから、大気測定を5地点で年6回行っております。

それから、これは福岡県側の産業廃棄物処分場周辺の環境調査でございますが、これは年1回でございますけども、河川水が6地点、土壌が3地点、地下水が6地点 井戸水等でございます。それから大気が3地点でございます。

それから、基山町以外での機関での実施状況ということで、大気測定、これはダイオキシンでございますとか、それから宝満環境センターということになっておりますが、2地点でこれは年に1回行っております。それから、地下水調査、これは佐賀県が5地点で年2回ということです。それから、産業廃棄物処理場周辺水質調査ということで、福岡県が2地点で年4回行っております。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

重松議員。

2番（重松一徳君）（登壇）

どうもありがとうございます。詳しく説明をいただきました。

今回、まず住みよいまちづくりということで質問してみましたのは、3月議会で私の意見だけを申して回答を受けられなかった部分についてのまず回答をいただいたわけです。

確かに言われるように、道路の移動円滑化整備ガイドラインに沿って通称点字ブロックを設置されております。また、視覚障害者誘導ブロック設置指針等もあります。その中には、この60cmというのは数字的にはあるわけです。

しかし、この数字60cm程度という中にはただし書きがあります。そのただし書きには、路上施設や占有物件の設置状況などによってこの値とすることが適切でない場合はこの限りでないというふうに重ねてあります。早い話が、その場所に60cmで設置することが適当でないということであれば、80cmにしてもいいですよ、100cmにしてもいいですよ、中央でもいいですよというふうになっているわけです。これをだれが判断するのかというのが大変な問題になると思うんです。私はその判断する中に、この点字ブロックを利用する視覚障害者の方が入っているのかなというふうに思っているわけです。

身体障害者は基山では平成18年度で596名いらっしゃいます。知的障害者の方が533名いらっしゃいます。うち、視覚障害者の方が39名いらっしゃいます。この39名の方、だれか代表でもいいですけども、基山町として意見を聞かれたのかなというのをまず思っております。これについて回答をお願いいたします。

議長（酒井恵明君）

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（平野 勉君）（登壇）

J R 基山駅前広場の19年度の視覚障害者誘導用ブロック設置につきましては、ただいま御質問ありました町内の視覚障害者へのお尋ねはしていないと思います。

議長（酒井恵明君）

重松議員。

2番（重松一徳君）（登壇）

私は今町長がまちづくり条例、基本条例策定に向かって協働をうたいながらされています。基本的にいろんな人の意見を聞くという中で、このまちづくりをやっていくんだという基本の中で、こういうまちづくりをする大事な部分、障害者も一緒に入っていくという部分に対して町の今の回答では私自身大変不満があります。少々作業、工事がおくれたとしてもやっぱりいろんな人の意見を聞く中でまちづくりをしていくべきではないのかなというふうに思っています。

また、このバリアフリー化についても同じなんですけども、このバリアフリー化の中で1つはバリアフリー新法に基づく基本構想というのがありますけども、これについては駅前周辺ですので、例えば基山駅として旅客施設で利用者数が5,000人以上というのが対象とありますけども、多分基山駅四千二、三百人かな、1日の利用者が、5,000人ありません。だか

ら、これには該当しないかもしれませんが、基本的にはこの基本構想をつくる中でこのバリアフリーを進めていくという中身があるんだろうと思うんです。その中にも考え方とすれば、いろんな例えば老人の会とか視聴覚障害とか、いろんな意見を聞くというのがあります。そういう意見を聞く中でこのバリアフリー化も進めていくというふうなことだろうというふうに思うんです。

ひとつは、基山町今バリアフリーを進めています。基山町障害者基本計画の中にもありますし、第4次総合計画の中にもあるんだろうと思いますけども、こういう進めていく中でそういういろんな団体の意見を今日まで聞いた経緯があるのかどうか質問いたします。

議長（酒井恵明君）

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（平野 勉君）（登壇）

先ほどもちょっと御答弁申し上げましたけれども、このブロックの設置に当たりましては、町内の視覚障害者の御意見等は賜っておりませんけれども、ただこのガイドラインは町長の答弁にもありましたように、いろんな方々の意見をもとにつくられておりますので、一応そういう方々の意見も反映されたガイドラインだというふうに思っております。

それと、交通バリアフリー法が施行されまして、市町村による基本構想の作成というものが言われてますけども、つくらなければならないと思っておりますけれども、この基本構想についてはまだ現在すぐつくるところまでは至っておりませんので、そういう町内の障害者の方々の御意見をいただくということもいたしておりません。

議長（酒井恵明君）

重松議員。

2番（重松一徳君）（登壇）

ぜひいろんな意見を聞く中で今後このバリアフリー化についても進めていってほしいと。

先ほど、このガイドラインの中にいろんな意見がもう集約されているんだというふうな答弁がありましたけども、この点字ブロックというのはその場その場で状況で違うんです、先ほど言いましたように。一応60cmという基準はあるけども、いろんな状況によってはそれは変更できるんだと。だから、これは前の3月ですので、そのとき経済建設委員会ですけども、そのときに現地調査をしてそのときの担当課長は、基山町とすれば中央に設置を本来はお願い

いをしましたと。しかし、県のほうが60cmに設置してくださいという答弁でしたというふうな回答あるんです。

ということは、基山町は本来その60cmでは少し狭過ぎると。もう少し広げたかったんだと。しかし、これは県の補助もあつたんだろうと思いますけども、県のほうの福祉課担当だったと思いますけども、その方の希望として60cmに設置してくださいというふうな答弁だったというふうに言われております。

だから、そういう意味ではぜひ私もこの60cmが本当にそこでよかったのか悪かったのかについてわからないんです。わからないからこそ視覚障害者、そういう障害の方に意見を聞かないとわからないというふうに思うんです。障害を持っておられる方が、いや、この60cmでいいんですよと、私これで十分利用できますという回答だったら、それはそれで私いいと思うんです。だから、そこはまずぜひ聞いてほしいというふうな意見を持っております。今後ともぜひお願いしたいというふうに思っています。これが私今進められているまちづくり基本条例の基本となる部分ではないのかなあというふうに思っています。

5月8日でしたか、九大の木佐先生ですか、いらっしゃいました。約140名の方が参加したと言われております。それはある半面、区長さんあたり各区の中でなるべく参加をしてくださいというふうな呼びかけもあつて参加をされたというふうな答弁もあるいはありますけども、その中で私は本当に聞きたかったのは、この木佐先生がニセコで基本条例を作成されて、その後ニセコがどのように変わっていったのかと。もともとニセコは基本条例というのはきのう同僚議員さん、質問されておりましたけども、もともとそういう素質があつたんだと、施策があつたんだと。それを守っていくための基本条例と。基山は今からつくっていくという中での基本条例です。

今インターネットで調べればすぐにどここの町の基本条例というのはわかります。それがつくった後、問題はそれがどのように活用されているのかというのが、ぜひ検証しなければなかなか難しいなと思っています。この九大の木佐先生、こういうことを言われました。覚えていらっしゃる方もいらっしゃるかもしれませんが、自分は忙しいと。団地だからなかなか住民の方とは接してないと。住民の方の活動、住民活動には自分は参加してないというふうなことを言われました。私は木佐先生は確かに学問的にもすぐれて今日までされていると思いますけども、やっぱりこの策定する段階では、実際に活動されている、実際に困っているいろんな意見をやっぱり集約していかなければならないんだらうというふうに思っ

ています。

これは私の意見ですので、回答は要りませんが、今作業部会等がずっと開かれています。今日まで町民会議等も開かれました。当初参加された方が参加されなくなったんです。きのう、品川議員さんも少し質問されてましたけども、少なくなっているのは現実なんです。いや違うよと言われてればいいんですけども。

で、当初参加された方に私、このごろ参加されてないみたいですねと伺いました。こういう答弁でした。わかりづらいと、大変わかりづらいと。素直な気持ちで私はこの基山町のまちづくりをするためにどうしたらいいのかなということで話を来たけども、もう条例の段階になっているような意見で難しいと。そして、やっぱり今日までいろんな勉強をされている方の意見が表に出れば、自分が基本的に思っている意見がなかなか言いづらくなるという部分があって、だんだんと足が遠のいたというふうなことがあります。

私は基本条例をつくるのが目的じゃないと。基本条例をつくって、それがどのように私たち町民に役に立つのかというのが目的なんだというふうに思うんです。そういった面では十分時間をかけながらいろんな意見を聞きながら、そして今言いましたように障害者、弱者、高齢者、子供たち、あらゆる意見を聞く中で今日の作業をしていきたいし、まちづくりをしていていただきたいというふうに思っています。住みよいまちづくりをするためには当然これが必要だろうと思いますので、よろしく願いいたします。時間の関係がありますので、次に入らせていただきます。

クリーンヒル宝満の契約金額、契約期間について伺いました。年間6億円以上の金がかかるとは思いますが、3年間で18億円ですか。この3年間というのは、これが性能発注の関係があった関係もありましようけども、保証期間が3年だから3年とまず、ということでされたんでしょうか。そして、もしこの3年後、またこの同じ金額で契約が継続できるという保証はあるんでしょうか。質問いたします。

議長（酒井恵明君）

農林環境課長。

農林環境課長（吉浦茂樹君）（登壇）

それでは、私のほうからクリーンヒル宝満の今の契約でございますけども、瑕疵担保というのが3年というのがございます。3年しておりますけども、その後の保証というか価格はどうなるかというのは現段階ではわかりません。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

重松議員。

2番（重松一徳君）（登壇）

後の問題にもかかわることでもあるんですけども、鳥栖・三養基の広域ごみ処理の撤退問題、御存じのようにまだ解決しておりません。もめているのは委託料が6億円じゃあ安過ぎるんだという中身なんです。だから、住友金属工業ですか、も撤退せざるを得ないという中で、今まだ解決をしてないわけですけども。

当初は12月議会でも言いましたけども、なかなかこういう施設をつくってほかのところも委託管理をするということはありません。最終的にやっぱりJFEに責任を持ってもらわなければならないんです。だから、そのためにはこの3年という部分の包括の契約がありますけども、次の3年についても確約をとっていかなければ3年はあつという間に過ぎると思うんです。それから、そういった意味ではぜひまだまだこれは問題があるなと思いますし、取り組みをしていただきたいなというふうに思っています。

じゃあ、ちょっと時間の関係もありますし、次もまた質問いたしますけども、1t当たりのごみの処理費の違いについて質問いたしました。旧施設と新施設1t当たりのごみ処分の差が4,770円ですよね。そして、これはウの問題にもかかわることですけども、経済効果が3,500千円あったと言われていました。1t当たり4,770円経費はふえていると。

で、例えば基山町がこれは3月ですけども、3月に可燃物を出したトン数は435tですよね。435t出して、トン当たり4,770円ふえれば、約2,000千円ちょっと、2,070千円ぐらい経費としてはかかっているんです。これは基山だけです。

筑紫野市、小郡市、どれぐらいのごみの搬出が出ているのかちょっとわかりませんが、人口比で見れば筑紫野市が約9万9,000ぐらい、小郡市が5万8,000で、約15万7,000人ぐらいに人口です。基山の約8倍ぐらいの人口からするとごみの搬出量も一緒ぐらいかすると、約16,000千円、月に経費はかかっていると。3,500千円経済効果がありましたと言いますが、私も12月議会で高温ガス化直接熔融システムがこれはランニングコストが物すごくかかるんだというふうなことを質問いたしましたけども、現実こういうふうな数字を上げてもらえれば、それが一目瞭然だろうというふうに思っています。ただもう今日稼働している状態ですので、これについてどうこうするというふうなあれはないんですけども、やっぱりこ

ういう数字的なものをしっかり確認する中で見ていかなければならないと。

そして、後にかかわることですけども、当初の設計段階と比較して原油高の影響はどれくらいあるのかと質問もしております。その中でこれは契約の中でもうしておりますので、価格上昇分も吸収しよりますので、別にこれについては逆に言えばもう見てませんというふうな答弁ですよ。

しかし、ここが問題になっていると思うんです。鳥栖・三養基にしても、鳥栖・三養基では住友金属工業が受けてしているんですけども、コスト高の見込み違いだったと、委託料600億円ではできなかったと。ランニングコストが通常の2倍以上かかったんだと。だから、引き受けられないと言っているんですよ。それからすると、やっぱりこういうところについてもきちっと原油高の影響がどれくらいあったのかとかというのについても調査すべきではないかというふうに思いますけども、これについてはどのように思っておりますか、ちょっと質問いたします。

議長（酒井恵明君）

農林環境課長。

農林環境課長（吉浦茂樹君）（登壇）

今のお尋ねでございますけども、原油高については確かに影響はあっていると思いますが、コークスについては、これは助燃剤ということになっています。そういうことで、議員御指摘の点につきましては、今後幹事会等もございますので、その中で協議、話をしてみたいと思っています。

以上です。

議長（酒井恵明君）

重松議員。

2番（重松一徳君）（登壇）

ぜひその点についてはお願いしたいというふうに思っています。

直接搬入料金の改定により変化、確かに台数については減っていると思います。当然だと思います。10kg40円がいきなり10kg150円に上がったんですから、3月時点で早く持ってきたいとなるし、今家の中にたまっている部分はあるかと思いますが、減っているのは確かにあると思います。全体の基山町とすれば全体的にこれは平成17年ぐらいをピークとして今ごみの全体量は減っているんだと思うんです。当然人口も減っているわけですからあると

思います。今後、これについては十分調査をまたしていただきたいと思っています。

そこで、基本的なことをお伺いいたします。

私がこの質問を12月議会でしたときに、委託契約、委託期間、ランニングコスト等についてはわかった時点でできたら説明をしてくださいと。全員協議会等にかけていただいて、説明できたらしていただきたいというふうなお願いもしていました。

今日、これはもう早目にこういう資料はわかっていたんだと思うんです。できたらこういう特に広域行政については、私たち一般議員にとってもなかなかそういう資料は入りません。できたら、議員もう少し勉強しろと、逆に言って、早目にこういう資料については全議員にやっぱり配るべきじゃないのかなと。情報公開の関係もありますけども、私たちのほうが請求しないとこういう情報が出てこないんじゃないかと。できたら早目早目に特に広域行政の関係についてとか、部分についてはその中の議員さんしかそういう資料を持ちませんので、一般議員にもわかるようにできたらそういう資料を提供していただきたいというふうに思い、これは要望として持っております。

次に進めさせていただきます。

リサイクル、今説明ありました。例えば新聞、雑誌、段ボールの回収後は直接古紙資源化業者に搬入後、国内の製紙工場に出荷しておりますというふうな説明ですよね。基山町から出てますこのリサイクル資源、国内で再処理されて国内で消費されていると、リサイクルされているというふうにとらえていいんでしょうか。また、そこまで再処理資源化まで、これ調査されてからの発言でしょうか、質問いたします。

議長（酒井恵明君）

農林環境課長。

農林環境課長（吉浦茂樹君）（登壇）

それでは、私のほうから再資源の最終処理でございますけども、私どもにおきましては国内で再資源化されているというように思っております。

以上です。

議長（酒井恵明君）

重松議員。

2番（重松一徳君）（登壇）

大変大事な中身でもあるんです。中国に今古紙や鉄くずが大量に輸出されていると。その

中にはこういうふうに地元住民が協力してリサイクルで出されたものが大量に今輸出されていると。その中間業者にすれば少しでも高く買ってほしいというのは当たり前です。だから、その中でいろんなブローカーもいるんでしょうけども、最終的に中国のそういうブローカーが買いあさっていくと。福岡の港のほうには大きいコンテナ基地がありますけども、そこに古紙が山積みされています。その古紙、大きいコンテナ車に載せてから実際輸出されているというのが現実問題としてあるわけです。

そういう中では、例えば業者が仕事をして、そこから産業廃棄物が出ればマニフェストを発行して、最終的にその産業廃棄物がどのように処理されたかというまで、このマニフェストがずっと追っていくんです、書類が。途中でこの書類をなくすとかすれば、これ処罰されるという法律にかかるんです。それぐらい最終的まで見ると。

しかし、このリサイクルについては出すほうは住民は行政を信用してそこへ出すと。行政はそれをいろんなところに販売する中で町の財政にも入ってくるわけですけども、やっぱり私も国内で出されたこのリサイクル、住民が協力して出した部分については最終的に国内でまた再資源化して、そしてリサイクルをして利用できるというところまで、やっぱり行政として責任を持たなければならないと思うんです。これまだ大きく言えば、国とか県とかの施策にも大きくかかわることですけども、町としてできるところからでもいいですけども、そこまで目を光らせていただきたいなというふうに思っております。ぜひよろしく願いいたします。

それから、分別収集を細分化できないかなと、なかなか難しいという意見がありました。何で難しいのかなと私思うんです。例えば、アルミ缶とスチール缶分けるのは何で難しいかなと。今、空き缶袋と一緒にすよね、あれことしの予算特別委員会も出ましたけども、1枚2円何十銭でしたか、それぐらいでできるんですよね。それに印刷するのに空き缶で、これはアルミ缶の袋ですよ、これはスチール缶の袋ですよと分けて印刷して町民が10枚300円ですか、買うんですよね。買っていただいて、そしてしてもらえればいいと思うんです。何がそれが難しいのかなと私わからないんです。

例えば、小郡市なんかは、そういうふうにアルミ缶とスチール缶を分けていると思うんです。同じ宝満環境、今のクリーンヒル宝満に出している、小郡はできてると思うんです。だから、小郡は逆に言えば、これインターネットで調べればすぐにわかるんですけども、リサイクル率が30.22%あるんです。ということはやっぱり分別収集する中で、そして住民の方

にも市民の方にもこのリサイクルの意識を持っていただいてやってる結果が30.22%です。

片方、基山はこれ3月の基山広報ですけども、基山町が平成22年度のリサイクル率を27%を目標にしています。現在は15.29%です。ちゅうことは、小都市の半分しか基山はリサイクル率がなっていないというふうに思うんです。だから、私はできるところからまずしていただきたいと。なかなかリサイクル、この分別収集を事細かに分けるのは大変難しい面はあるのは十分わかります。しかし、まずできるところからぜひやっていけないものかなあというふうに思っておりますけども、この点について回答あればお願いいたします。

議長（酒井恵明君）

農林環境課長。

農林環境課長（吉浦茂樹君）（登壇）

今、資源ごみというか、小郡の場合を例にとって挙げられましたけども、小郡の場合は、市の中の地区で分別をしてそれを地区の収入というか、にやっているということでございます。それで、議員先ほどおっしゃいましたように、スチール缶とアルミ缶を分別するというのは袋を分けるのは簡単でございますけども、クリーンヒル宝満では機械化、磁石で分別しておりますので、現在のところは基山町としてこれを分けて分別収集というのは考えてませんということで回答を申し上げます。

議長（酒井恵明君）

重松議員。

2番（重松一徳君）（登壇）

今の発言、私わかりにくいんです。リサイクル回収品目の出し方で小都市、アルミ缶、スチール缶をそれぞれ専用の袋に入れて分別をしてくださいというふうに書かれますよね。実際、ごみがどれだけ処理施設に搬入されたのかというのも、アルミ缶が72t、スチール缶が74tというふうに出てるんです。

だから、私は結果としてクリーンヒル宝満に出す以前にそれぞれ袋を分けてその袋で回収されているから、それが向こうに行ったとしてもそれぞれも別に機械にかけなくてもそれぞれ出せるんですから手間も省けるとは思いますけども、数量が出てくるんだろうというふうに思うんです。だから、この辺少し考えてほしいと。結果的に小都市が30.22%のリサイクルなんだと、基山が言いましたように15.29%なんだというところでは先進地に学ぶべきではないのかなと思います。時間もありませんので、ぜひこの点についてはまたよろしくお願

したいと思います。

新エネルギー地域ビジョンの策定の関係について質問してますけども、1点だけ伺います。

基山小学校で太陽光発電システムが導入されます。これについては、今建設されてますけども、建設の予算の中にこの導入システムの建設費も含まれているのでしょうか。この点について質問いたします。

議長（酒井恵明君）

教育学習課長。

教育学習課長（古賀芳博君）（登壇）

現在の建設の小学校の太陽光発電には予定の工事は入っておりますけど、その分につきましては補助もごさいます。

議長（酒井恵明君）

重松議員。

2番（重松一徳君）（登壇）

今提示されている建設費の予算の中には入ってないということですね。今後改めて……

議長（酒井恵明君）

入っているちゅうことです。

2番（重松一徳君）続

入っているんですね。で、補助がそれについてはあるということですね。はい、わかりました。

じゃあ、時間もありませんので、環境基本条例の策定の計画について今後検討していくというのがあります。その前に、森林環境保護をどのように進めていくのかという質問をいたしました。私もこれについては十分今後勉強していきたいというふうに思っておりますけども、基本条例がやっぱり必要ではないのかなど。これをしないとなかなか今後新たに議案も出されておりますけども、土地の購入とかいろんな問題、する中ではやっぱり環境基本条例をきちっとする中で検討していかななくてはならないというふうに思っておりますので、これについて私も今後十分勉強させていただきます。

それから、この公害問題について、公害対策それぞれの独自の区でということと質問いたしましたけども、言われましたように7区については公害対策委員という規則があります。これは平成11年ぐらいにきちっとした7区のほうで公害対策委員会の会則をつくってされて

います。会長以下、副会長、そして委員長、そして委員、それぞれあって任期も3年という第10条までの規則があるわけです。

どうして、7区でこういうのをつくらなければならなかったのかという実情については、私が言わなくても皆さん理解できるだろうと思います。長野地区が工場が多く進出してきたと。小さいころは秋光川で泳いでいた私たちでも、工場が進出してくれば泳げなくなったと、公害垂れ流しの時代だったと。そして、今日ガソリンスタンドも多くできていると。ガソリンスタンドから油漏れとかが発生すると、いろんな部分の公害があると。そういうときにいち早く対策をしなければならぬという中身で、きちっとした委員会の会則をつくってやっていこうというふうにされて今日まで来ているわけです。

そして、私はここでぜひお願いしたいのは、これはあくまでも区独自でしてる部分です。区でいろんなガソリンスタンドの巡回や工場排水の調査なんかをするときには、それぞれ農林環境課のほうから職員さんを派遣してもらって、ことしは5月13日に行っております。今日までずっと毎年これは年2回やっているわけですので、それぞれの工場関係、事業所、ガソリンスタンドの関係の方、きちっと対応してもらっています。

しかし、いざ例えば工場とかガソリンスタンドとか事業所とか、そこから実際油漏れがあった、工場廃液が処理されずに流出したという場合のときに、この7区の公害対策委員としてそこに赴いて現地調査をする場合、権限が何もないわけです、これあくまでも区でつくっている部分ですので。

だから、私はぜひこういう区独自でしている部分についても町として何らかの権限を委嘱して、何らかの権限を与えることができないのかなあと。それが臨機応変にやっていく部分でもありますし、例えば平日の昼間で役所があいてる、保健所に連絡をとれば職員が来れるという状況だったらいいです。しかし、流出したときが土曜日だった、深夜だったり、日曜日だったという場合にはなかなかこの公的部分にしては対応できないんです。しかし、公害対策委員として行ったとしても権限がありませんので、例えば排水溝を見せてくださいと言っても、その工場が見せないと言えれば見せなくていいんです。だから、私は何らかのそこに権限を与えてもらえないかなというふうに思っておりますけども、町執行部のお考えはどうでしょうか。

議長（酒井恵明君）

農林環境課長。

農林環境課長（吉浦茂樹君）（登壇）

今の件でございますけども、確かに7区のほうで公害対策委員会ということで活動していただいています。こちらに何らかの権限を与えることはできないかということですが、これはなかなか難しいかと思えます。それで、もし事案等がございましたら直ちに役場、そして役場のほうから県の機関等にも連絡をとって、一緒に立ち会い等もやっていきたいと思っておりますので、そういうことでよろしくをお願いします。

議長（酒井恵明君）

重松議員。

2番（重松一徳君）（登壇）

こういうふうに委員会の会則までつくってしなければならなくなったというのは、やっぱり廃液が出てくるとか、油が漏れるとか、それが田んぼに入るとか、そういう事象があるから、どうしても調査をしなければならないと。昔はその流れてきている井手の土とか個人的に言ってたんです。しかし、個人的に言ってたとしてもやっぱりそういう工場とか事業所とかガソリンスタンドが対応しないというところで、きちっとして区として委員会をつくらうというところでこれできているんです。だから、そういう中で今日まで活動する中でどうか平常時の場合は対応してもらっていると。ちゃんと排水施設についても点検もさせてもらっている。

しかし、その工場、事業所からもし廃液なんかが出たときには、多分その工場については入場は拒否すると思うんです、見せたくないというのが。そして、内部的に処理したいと、早くしたいというふうに流されるのかなと私は思うんです。で、そういう意味では、ぜひ今から先綿密に連絡をとり合うというのは当然ですけども、何らかの権限を与えてもらえないのかなあと思っております。全員じゃなくていいんです、委員長に、1人でも結構ですので。

それから、今公害対策委員として制服制帽、腕章もこれは7区のほうで予算を組んでつくってもらっているんです。というのは、普通の農作業で行ったとしても相手しないんです、業者というのは、工場とかは。だから、何かこうして全体で視察をする、何をするときにはやっぱりきちっとして公害対策委員という腕章をはめて全員でしているわけです。これは7区の今言いましたけども、区の予算としてしているわけです。なかなか区も予算がないというふうなことも言われておりますけども、こういう活動に対して何らかの補助ができないのかなと。できれば、今言いました制服制帽、腕章等の町からの対応といたしますか、そ

ういうことができないのかなと。今まで任期3年で、ずっと使い回して着ているというのが実情でもあります。こういうところの地域活動を育てるという意識をやっぴり持たなければならぬというふうにも思いますけども、この件、急にどのようにしてくれといても難しい面があるかもしれませんが、基本的な考え方も結構ですのでお聞かせください。

議長（酒井恵明君）

農林環境課長。

農林環境課長（吉浦茂樹君）（登壇）

ただいまの件でございますけども、基山町としても財政が厳しい折に区で活動していただいていることに対しては本当にありがたく思っておりますが、簡単に補助っていうのはできないかと思えます。今、議員おっしゃった公害対策委員会、そのほかにもほかの区で例えば防犯パトロールとかそういう活動でも制服をつくってやっていただいているようです。これについては、なかなか今の段階では難しいということで終わらせていただきたいと思えます。

議長（酒井恵明君）

重松議員。

2番（重松一徳君）（登壇）

ぜひ、今から先予算の関係もあっているんな活動もあってできないという部分もありましようけども、何らかの対応をしていただきたいなと思っております。

それから、これはもう皆さん御存じだろうと思えます。5月27日に光化学スモッグの注意報が発令されたという部分で、今後ますます発生するだろうと思うんです。この場で例えばそれがどういう原因なんだというところを追求しようとは思ってません。いろんな要素があるだろうと思えますし、特に今、中国大陸からの要因があるというふうなことも言われておりますので、この場でそれについては質問いたしませんけども、問題は発生したときの対処方法がやっぱりどうなのかと、マニュアルがあったのかなというのがあります。

今回、新聞によれば、一部これクラブじゃないんですけども、スポーツを続けられたと。室内に入ってほしいというふうな要望をしたけども、一部続けられたと、そういう団体があったというふうなことが述べられております。ぜひこういうことが、やっぱり子供に影響とあるということ、子供ちゅうか人間に影響があるということで発令されていると思うんです。そういった意味では広報活動を含めてから、この注意報が出る場合のやっぱりマニュアルじゃないんですけども、これについてはきちっとしていただきたいなと思っております。

おります。

私も今回少し勉強させていただきまして、なかなかまだわからない面もありますけども、町長が述べられておりますように、基山町を本当に住みよくするためには、みんなの知恵を出し合っ、そしてお互い協力し合っ、そしてやっていこうという部分では本当まちづくり基本条例にかかわる部分にしてもたくさんの意見を聞くと。で、町民会議を開いたり何か会議を開いたからいいんじゃないなくて、できれば足を運んでいただきたいと。障害者の方、老人クラブの方、その方が会議に来れないならば、こちらのほうから会議に行っても意見を聞くというふうなこともしながら十分やっていただきたいというふうに思います。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（酒井恵明君）

以上で重松一徳議員の一般質問を終わります。

これで今定例会の一般質問はすべて終了いたしました。

本日の会議は、これをもって散会といたします。

～午後3時10分 散会～